

# 令和8年度環境配慮契約法基本方針説明会資料

## 電気の供給を受ける契約について

— 総合評価落札方式の導入を中心に —

令和8（2026）年6月18日

環境省大臣官房環境経済課



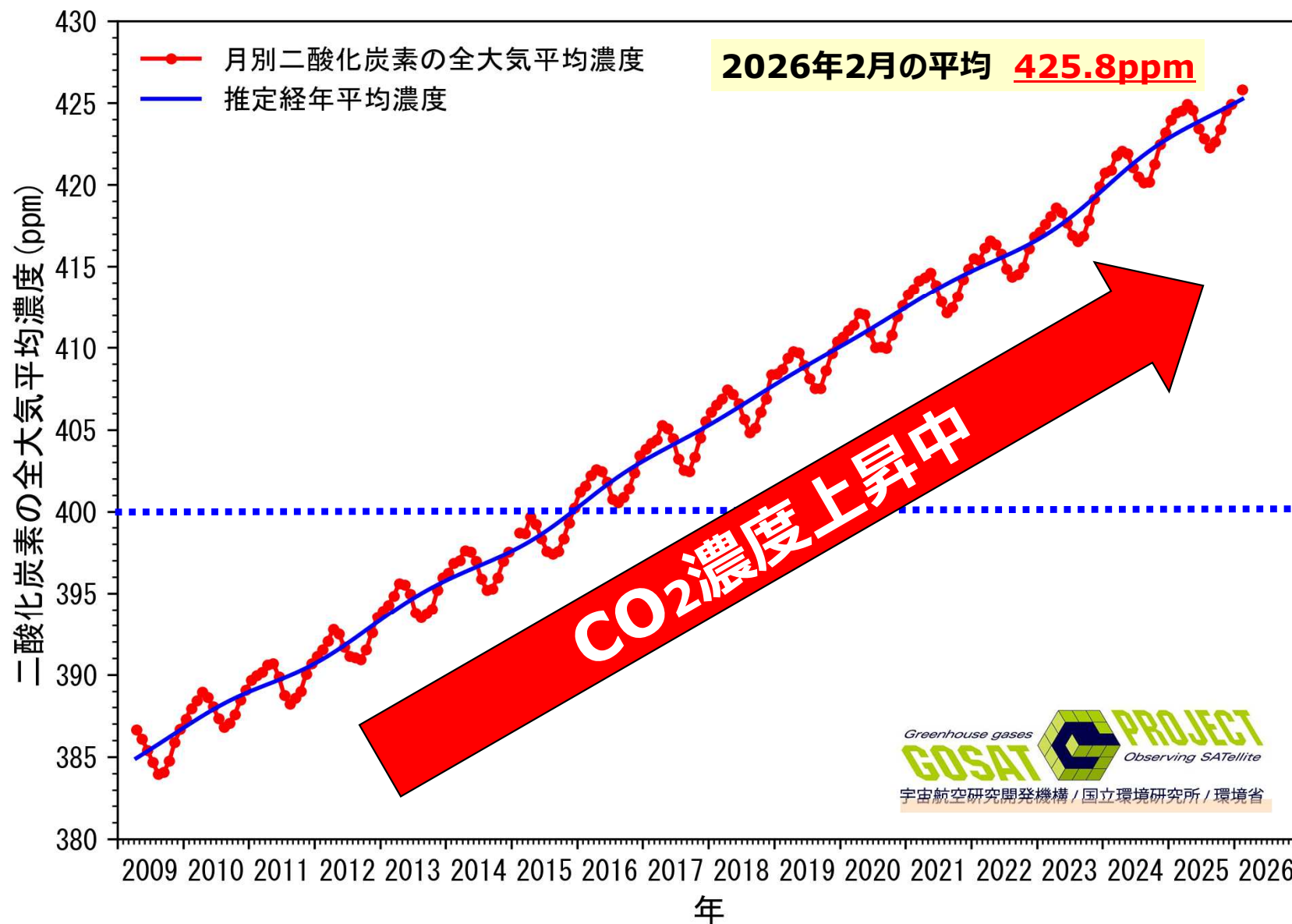
# 本日の説明内容

- I. 気候変動の現状等
- II. 環境配慮契約法の概要
- III. 電気の供給を受ける契約に関する  
基本的事項の改定

# I. 気候変動の現状等

# 全球大気平均CO<sub>2</sub>濃度

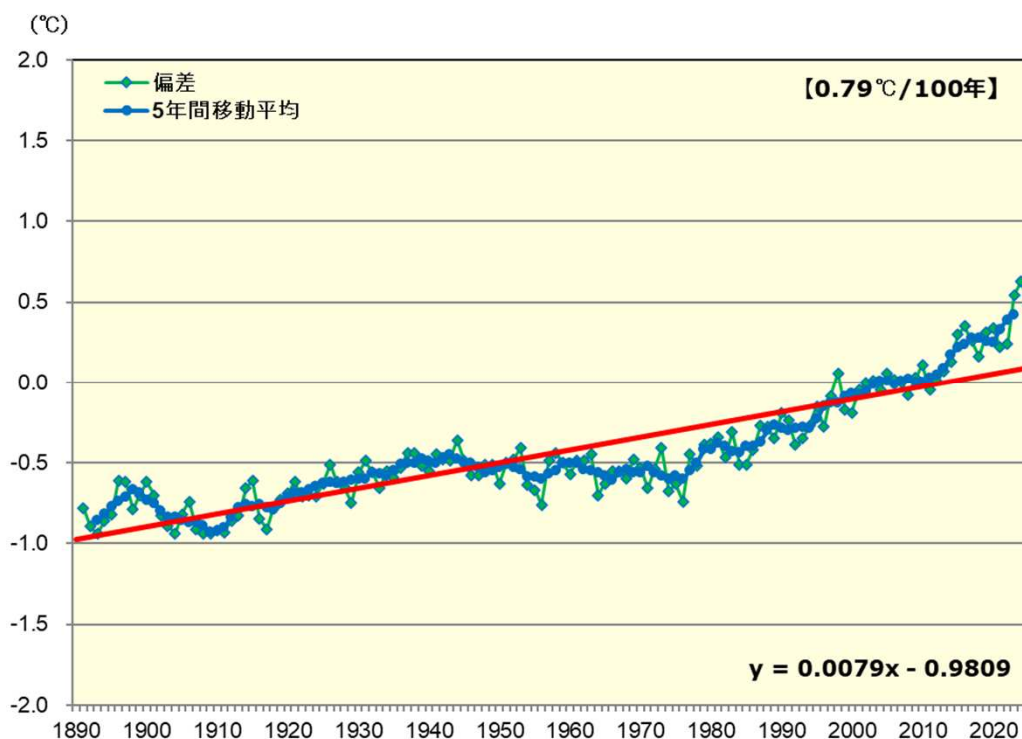
地球全体の月平均CO<sub>2</sub>濃度は年々上昇しており、平成27（2015）年12月に400ppmを超過（直近2.1ppm/年の増加）



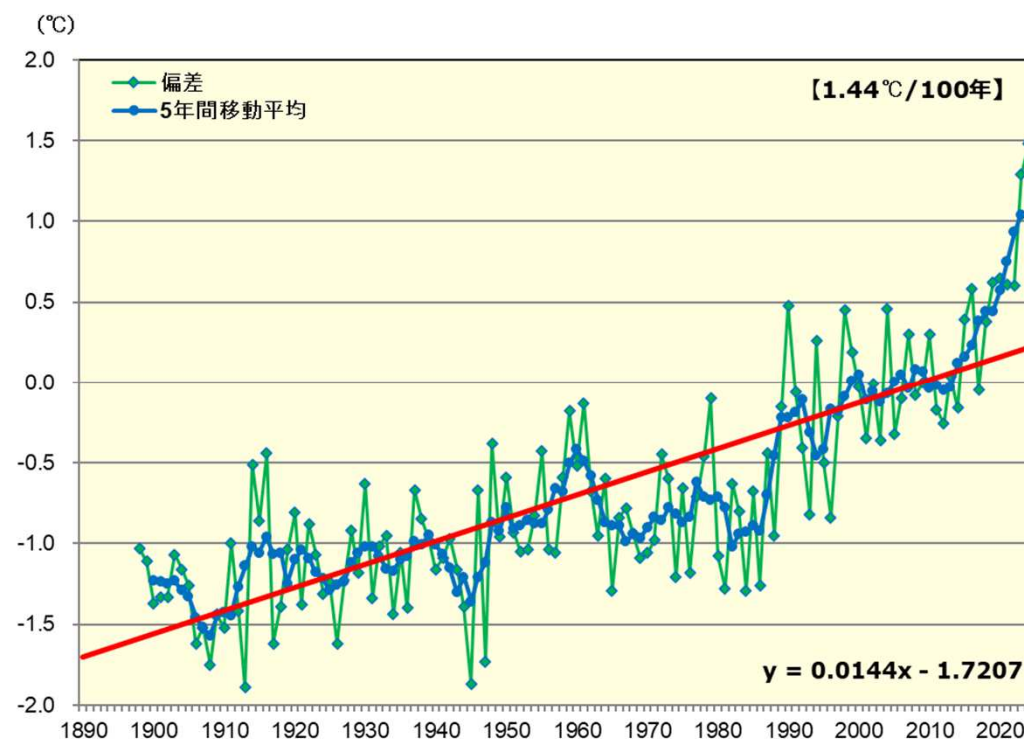
# 世界と日本の気温の長期変化傾向

世界と日本の気温はともに上昇傾向にあり、**2025年**において、

- **世界の平均気温**は1891年の統計開始以降2024年、2023年に次いで**3番目に高い値**（偏差+0.48°C、0.79°C/100年）。**2016年から10年間で上位9番目までを占有**
- **日本の平均気温**は1898年の統計開始以降2024年、2023年に次いで**3番目に高い値**（偏差+1.23°C、1.44°C/100年）。特に**2023年以降は偏差が+1°Cを上回る**



世界の年平均気温偏差の経年変化

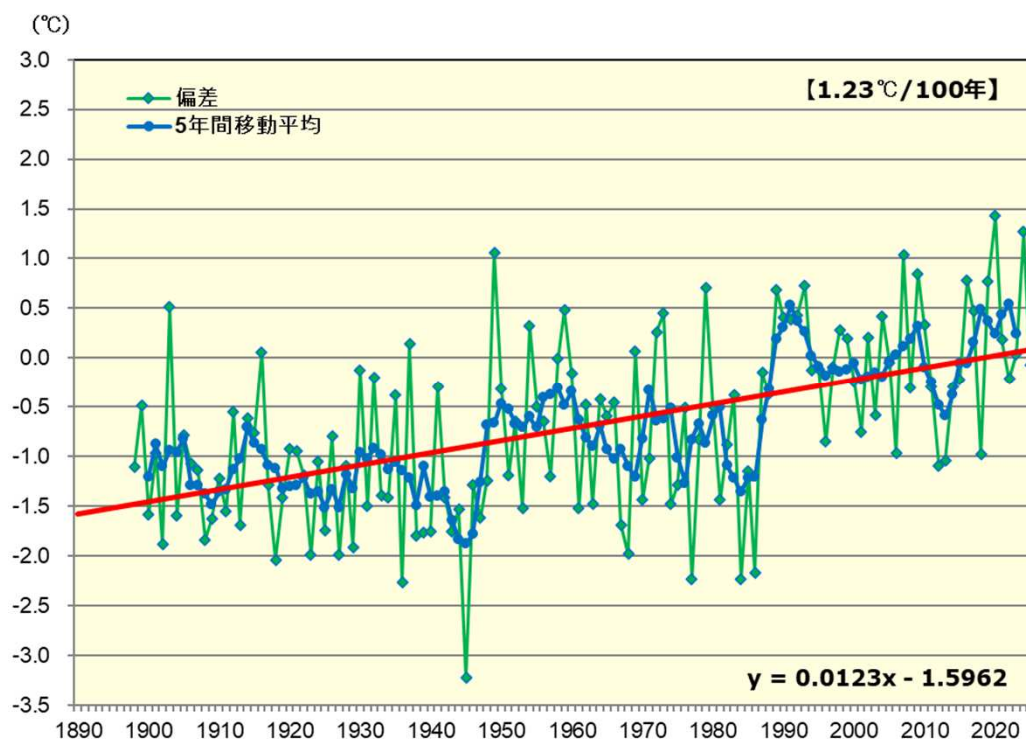


日本の年平均気温偏差の経年変化

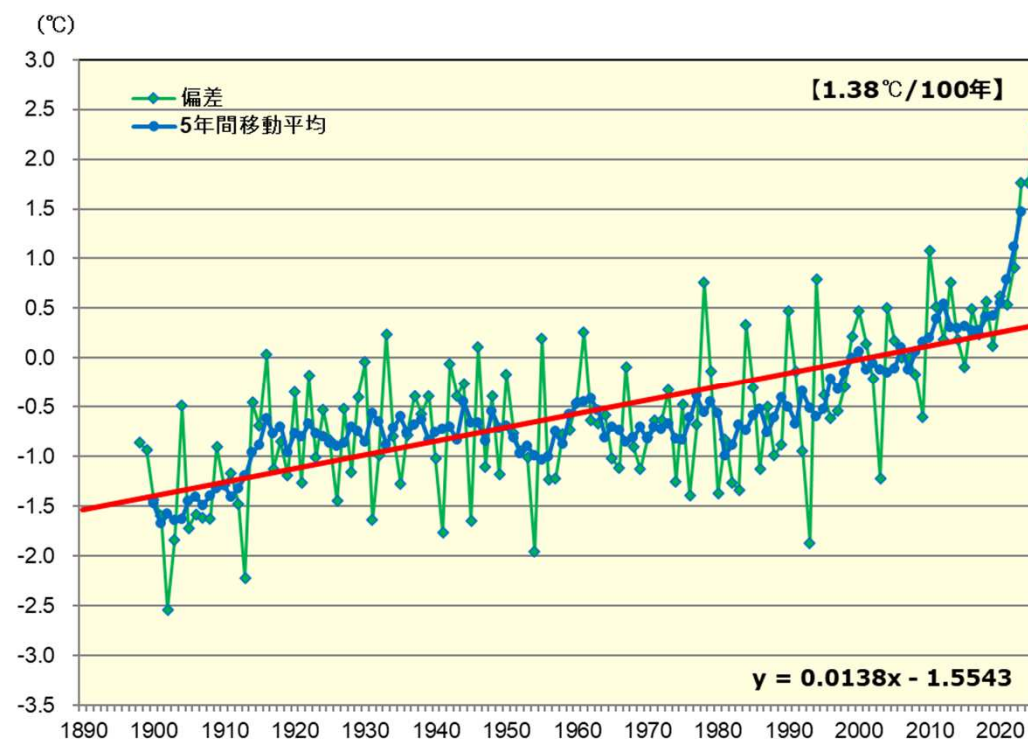
注：各年の年平均気温の基準値（1991年～2020年の30年平均値）からの偏差を示している。

# 日本の季節（冬・夏）平均気温の経年変化

- 日本の冬（前年12～2月）と夏（6～8月）の季節の気温は、**2025年**において、
- **冬の平均気温**は平均気温の基準値からの偏差は $-0.07^{\circ}\text{C}$ でほぼ平年並み。冬の平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり $1.23^{\circ}\text{C}$ の割合で上昇
  - **夏の平均気温**は1898年の統計開始以降2024年を上回り**最も高い値**（偏差 $+2.36^{\circ}\text{C}$ 、 $1.38^{\circ}\text{C}/100\text{年}$ ）。特に**直近3年は極めて高い値**（2023年、24年の偏差 $+1.76^{\circ}\text{C}$ ）



日本の冬季平均気温偏差の経年変化



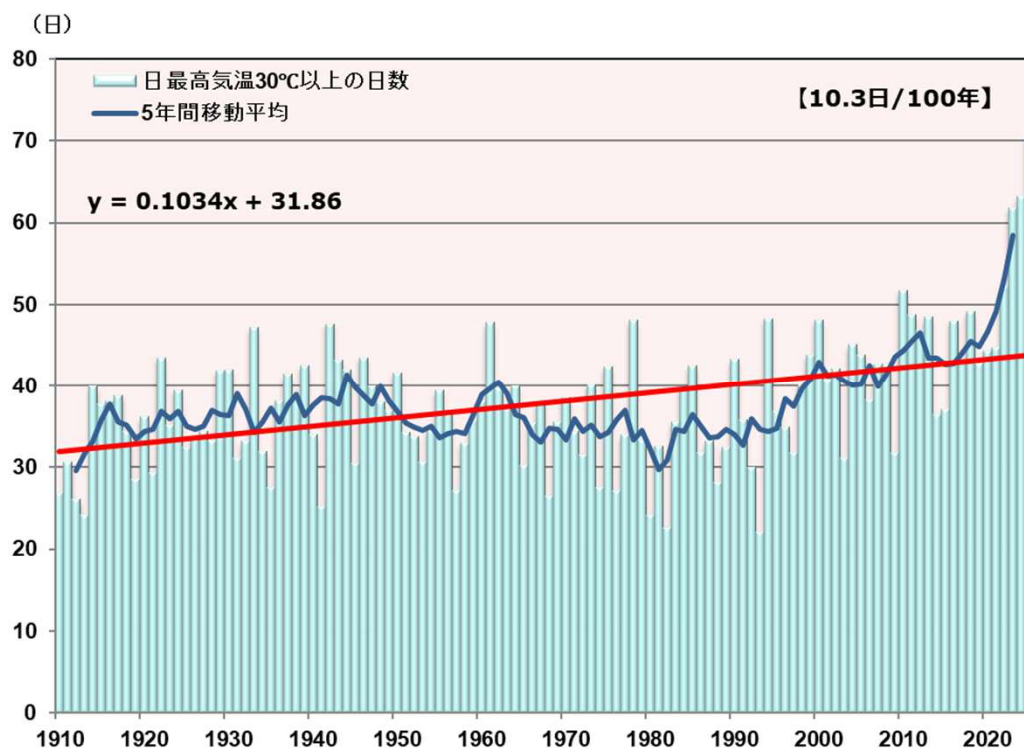
日本の夏季平均気温偏差の経年変化

注：各年の年平均気温の基準値（1991年～2020年の30年平均値）からの偏差を示している。

# 日本の日最高気温の経年変化

日本の日最高気温の平均年間日数は、

- **日最高気温30℃以上（真夏日）**が最初の30年間（1910～1939年）の35.3日から直近の30年間（1996～2025年）の44.9日に増加。**特に最近5年間は58.5日**と顕著
- **日最高気温35℃以上（猛暑日）**が最初の30年間（1910～1939年）の0.8日から直近の30年間（1996～2025年）の3.2日に増加。**特に最近5年間は6.8日**と顕著



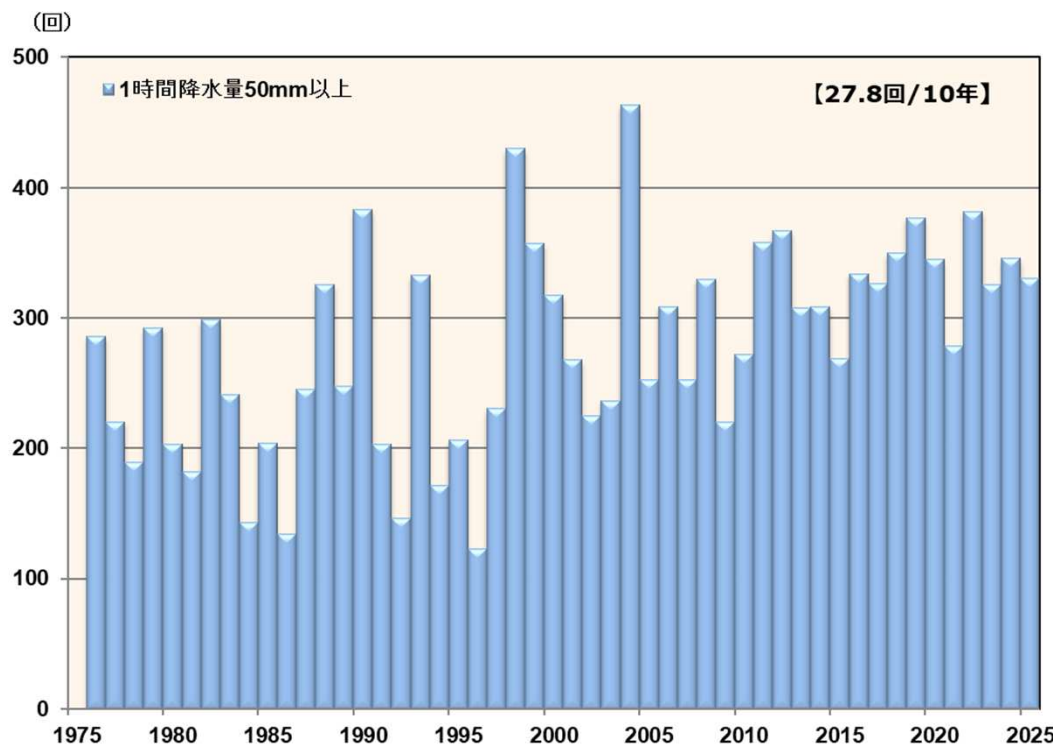
日本の真夏日（日最高気温30℃以上）の年間日数の経年変化（全国13地点平均）



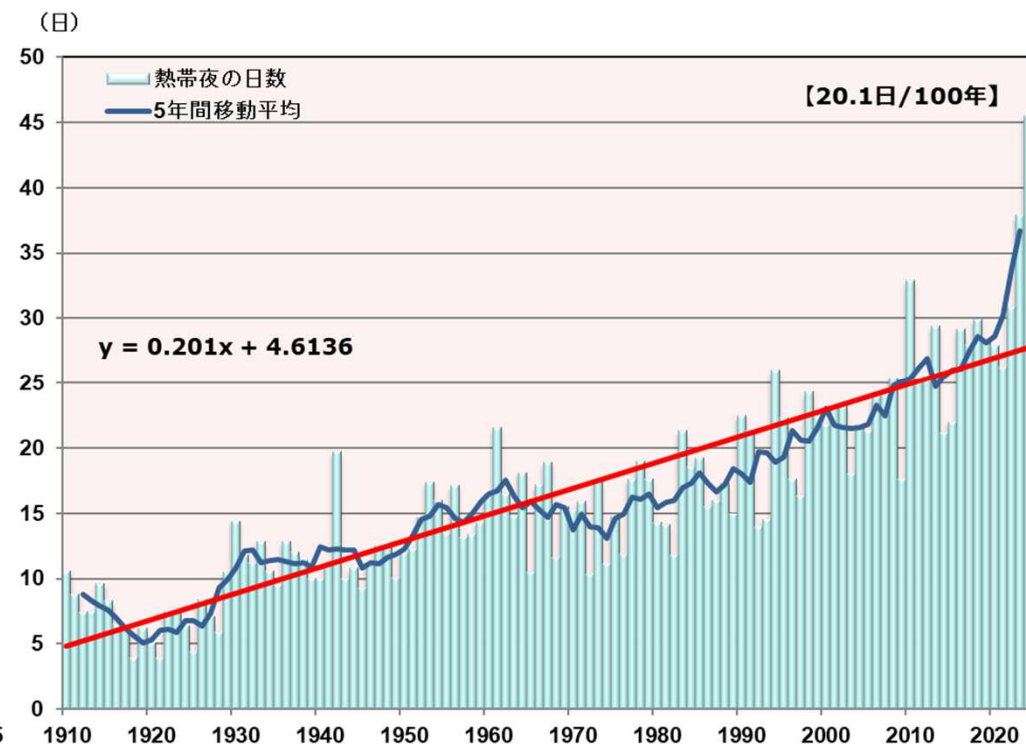
日本の猛暑日（日最高気温35℃以上）の年間日数の経年変化（全国13地点平均）

# 日本の大雨の発生頻度と熱帯夜

- **1時間降水量50mm以上の短時間強雨**の年間発生回数は、1976年～1985年の10年平均値が226回に対して、2016年～2025年の10年平均値が340回と**1.5倍に増加**
- 1910年～2025年における**日最低気温25℃以上（熱帯夜）**の年間日数は大幅に増加。熱帯夜は**100年当たり20.1日**の増加（2025年は**43日**）

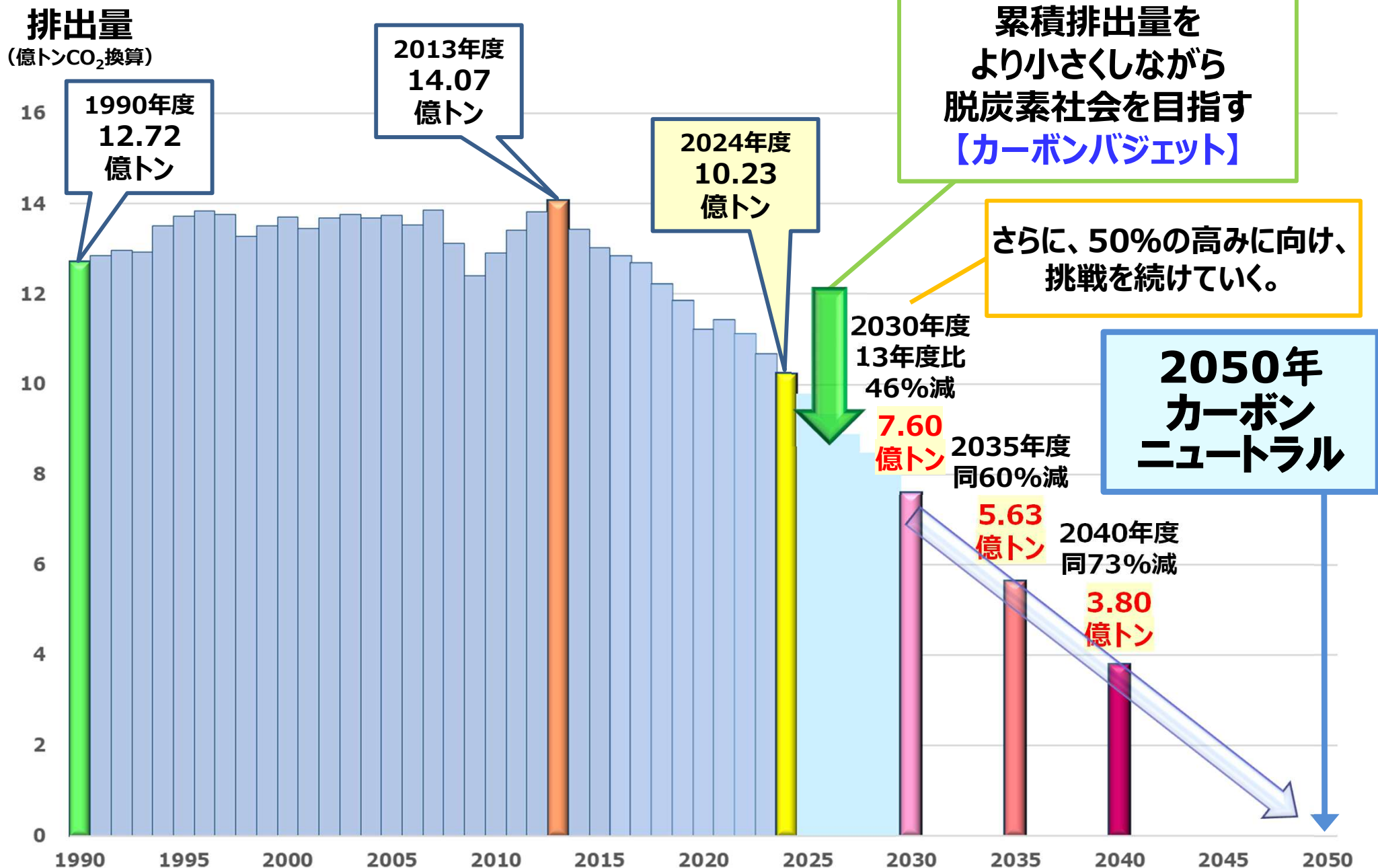


1時間降水量50mm以上の年間発生回数の  
経年変化（アメダス1,300地点当たり）



日最低気温25℃以上（熱帯夜）の年間日数  
の経年変化（全国13地点平均）

# 我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標



# 【参考】地球温暖化対策計画（令和7年2月）

## ○ 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量・吸収量の目標

**「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度に2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）、2035年度60%削減、2040年度73%削減**

- ✓ 我が国は2030年目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的経路を弛まず着実に進んでいく
- ✓ 中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO <sub>2</sub> )		2013実績	2030年度目標・目安	2040年度目標・目安
		<b>1,407</b>	<b>760 (▲46%)</b>	<b>380 (▲73%)</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		<b>1,235</b>	<b>677 (▲45%)</b>	<b>360-370 (▲70-71%)</b>
部門別	産業	<b>463</b>	<b>289 (▲38%)</b>	<b>180-200 (▲57-61%)</b>
	業務その他	<b>235</b>	<b>115 (▲51%)</b>	<b>40-50 (▲79-83%)</b>
	家庭	<b>209</b>	<b>71 (▲66%)</b>	<b>40-60 (▲71-81%)</b>
	運輸	<b>224</b>	<b>146 (▲35%)</b>	<b>40-80 (▲64-82%)</b>
	エネルギー転換	<b>106</b>	<b>56 (▲47%)</b>	<b>10-20 (▲81-91%)</b>
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O		<b>135</b>	<b>116 (▲14%)</b>	<b>98 (▲27%)</b>
HFC等4ガス（フロン類）		<b>37</b>	<b>21 (▲44%)</b>	<b>11 (▲72%)</b>
吸収源		—	<b>▲48</b>	<b>▲84</b>
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度、2040年度までの累積で2億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

## Ⅱ．環境配慮契約法の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：  
国等における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の推進に関する法律  
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

## ねらい

**国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、**

- **一定の競争性を確保しつつ、**
- **価格に加えて環境性能を含めて評価して、**
- **最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする**

**仕組みを制度的につくる**



- **国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減**
- **環境負荷の少ない持続可能な社会の構築**

## 国及び独立行政法人等

### 責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
  - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
  - ➡ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）  
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等



- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 建築物に係る契約（設計、維持管理、改修（ESCO事業／その他の省エネ改修事業））
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- ➡ 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

環境大臣が  
各大臣等に  
必要な要請  
(法第9条)



国：各府省庁（地方支分部局を含む）、  
国会、各裁判所等

## 独立行政法人等（法第2条第3項）：

### ◇ 独立行政法人、特殊法人

➡ 独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について  
国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

### ◇ 国立大学法人、大学共同利用機関法人、 日本司法支援センター

➡ それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定  
を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

## 地方公共団体等

### 責務 (法第4条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
  - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
  - ➡ 供給サイドへの働きかけ

### 環境配慮契約の推進（法第11条）

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
  - ➡ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
  - ➡ 法律上で記載が求められる事項は**契約の種類**。基本方針（電力・自動車・船舶・建築物（設計、維持管理、改修（ESCO事業／その他の省エネ改修事業）・産業廃棄物）以外の種類を**独自に規定可能**
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体**及び**地方独立行政法人**

# グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<b>製品・サービスの環境性能</b> を規定	契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など <b>推奨する入札・契約方式等を規定</b>
趣旨	<b>一定水準の環境性能</b> を満たす製品・サービスを調達	製品・サービスを調達する上で、 <b>価格に加えて環境性能を総合的に評価</b>
基本方針の対象品目・契約類型	紙類、文具類、オフィス家具等、画像機器等、電子計算機等、家電製品、エアコンディショナー等、照明、自動車等、設備、公共工事、役務など <b>22分野291品目</b> （令和8年2月）	電力の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物（設計、維持管理及び改修（ESCO事業・その他の省エネ改修事業））及び産業廃棄物処理の <b>8類型</b>
内容など	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境物品等の対象品目（特定調達品目）ごとの判断の基準等を定めた基本方針を閣議決定</li> <li>国及び独立行政法人等は基本方針に則して、毎年度、調達方針を作成</li> <li>国及び独立行政法人等は調達方針に基づき環境物品等を調達し、調達実績を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約類型ごとの基本的事項等を定めた基本方針を閣議決定</li> <li>国及び独立行政法人等は基本方針に基づき環境配慮契約を実施し、毎年度、契約実績を公表</li> </ul>

# Ⅲ. 電気の供給を受ける契約に 関する基本的事項の改定

# 1. 基本方針の改定について

## 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項の改定

### 基本方針の改定（裾切り方式から総合評価落札方式へ変更）

- 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項については、**令和8年3月13日**に従前の裾切り方式から総合評価落札方式へ契約方式を変更したところ
  - **基本方針の改定を受けて**、総合評価落札方式の運用に当たっての具体的な内容等を検討・とりまとめ
  - **令和8年度は**、令和9年度供給契約からの総合評価落札方式の本格導入に向けた**移行期間として位置づけられる**。**具体的**には、準備が整った国の機関や独立行政法人等、さらに地方公共団体等において**総合評価落札方式の先行的な導入を促す一方、従来の裾切り方式を引き続き実施**することも想定
  - このため、**本日の説明会において**は、今後の契約実務において**令和9年度の供給契約から本格導入を予定している総合評価落札方式を中心に解説**。また、地方公共団体において**引き続き適用が想定される裾切り方式**についても解説
  - なお、本日説明・紹介する総合評価落札方式の契約に関連する資料等については、**環境省のホームページにおいて公表**しているので参考にされたい
- ➡ [https://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat.html](https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html)

## 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【1/2】

政府実行計画の2030年目標に向けて、電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- 電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。
- 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の低減、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再生可能エネルギー電気の導入状況、指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）によるものとする。再生可能エネルギー電気が調達する電力の割合を全て占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい。
- 総合評価落札方式の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点を踏まえ、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう評価項目や配点を設定する。

## 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項【2/2】

(つづき)

- 電気の供給を受ける契約に当たっては、契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。
- 可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。
- 再生可能エネルギー電源の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする。
- 国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

## 2. 電気の供給を受ける契約

2.1 裾切り方式について

2.2 総合評価落札方式について

a. 基本的考え方等

b. 評価項目及び配点等

2.3 地域共生が図られていない発電施設  
で発電された電力の調達回避

2.4 契約に関する資料等

- 2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みに挑戦すること、また、2035年度、2040年度において、それぞれ60%、73%削減することを目指す（我が国のNDC）
- 令和7年2月に2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等を改定
- 我が国の二酸化炭素排出量のうち、電力部門からの排出量は全体の約4割を占有（電気熱配分前の直接排出量）
- 電力はあらゆる場面においてエネルギーとして使用されることから、他部門の排出削減対策にも大きな影響を及ぼすもの
  - 2024（令和6）年度における我が国の二酸化炭素排出量に占める業務その他部門の割合は16.7%（排出量162百万トンのCO<sub>2</sub>）【確報値】
- 2030年度までに必要となる削減量の過半を占める電力部門における排出係数※の低減が必須
  - 2024（令和6）年度の電気事業低炭素社会協議会会員事業者の調整後排出係数は0.422kg-CO<sub>2</sub>/kWh、さらなる低炭素化が必要【確報値】
  - ※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh



環境配慮契約の確実な実施による排出係数低減への寄与

## 基本的考え方【1/2】

- 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮。
- 二酸化炭素排出係数の低減、再生可能エネルギー電気の導入拡大等の観点から、環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）、調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合並びに電気の価格等を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）を採用。
  - 標準点の評価項目は事業者全体の調整後排出係数又は調達電力の排出係数、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合
  - 加算点の評価項目は事業者全体の調整後排出係数、調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合、追加性のある再生可能エネルギー電気の割合、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等
- 小売電気事業者の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況を考慮。
- 調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合が100%である場合は、必ずしも総合評価落札方式は採用しない。
  - 再エネ比率100%で調達している/調達する場合は総合評価落札方式を採用しなくてもよい。

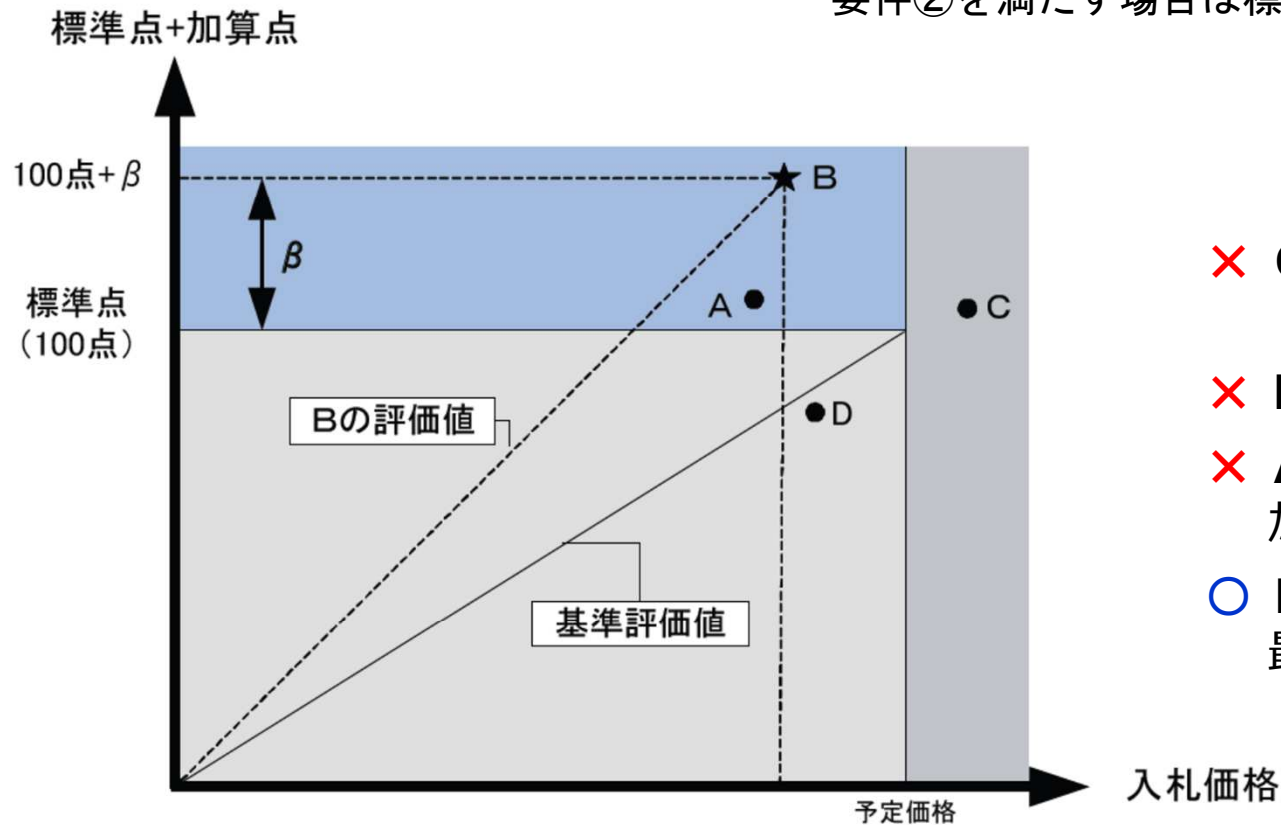
## 基本的考え方【2/2】

- 公正な競争の確保の観点から、総合評価落札方式の評価項目や配点の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保。
  - ➔ 標準点:加算点の点数配分（100点:50点）、加算点の合計及び評価項目を変更しない限り、調達者の判断により加算点の評価項目の基準及び当該項目の配点・配分の設定可能
- 契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮。
- 再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める。
  - ➔ 調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気を評価
- 地域共生が図られていない発電施設において発電された電力の調達を回避
  - ➔ 森林法、環境影響評価法、電気事業法等、発電施設の建設及び発電事業に関連する法令に違反している発電施設を想定（「大規模太陽光発電施設（メガソーラー）における対策パッケージ」令和7年12月）
- 小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮。
- 評価項目の要件については必要に応じ見直す（適切なタイミング（少なくとも2年に1回）で原則引き下げ/引き上げ）。

# 総合評価方式（除算方式）のイメージ

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{価格点}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

要件②を満たす場合は標準点100点を獲得



- × Cは『要件①』を満たしていない  
入札価格 > 予定価格
- × Dは『要件②』を満たしていない
- × Aは入札価格では上位だが評価値がBを下回る
- Bは2つの要件をクリアし評価値が最も高いので落札者となる

は、「要件①(入札価格が予定価格の範囲内)」を満足しない領域

は、「要件②(最低限の要求要件)」を満足しない領域

## 2. 電気の供給を受ける契約

2.1 裾切り方式について

**2.2 総合評価落札方式について**

a. 基本的考え方等

**b. 評価項目及び配点等**

2.3 地域共生が図られていない発電施設  
で発電された電力の調達回避

2.4 契約に関する資料等

## 総合評価落札方式における標準点の評価項目

標準点の評価項目		基準値
1	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること	—
2	事業者全体 <sup>注1</sup> 又は調達電力の二酸化炭素排出係数	事業者全体：0.435kg-CO <sub>2</sub> /kWh以下 調達電力：0.342kg-CO <sub>2</sub> /kWh以下
3	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	50%以上

## 総合評価落札方式における加算点の評価項目

加算点の評価項目			配点 <sup>注2</sup>
ア	必須	事業者全体 <sup>注1</sup> の二酸化炭素排出係数	20点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5点
キ	任意	デマンド・リスパンスの取組	任意

注1：沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用するものとする。

注2：配点は加算点の標準的な例を示したもの。加算点の合計50点を変更しない限り、調達者の判断により、キの任意の評価項目の採用を含め、配点・配分を決めることは差し支えない。

## 二酸化炭素排出係数及び調達電力の再エネ比率

### ● 電源構成、二酸化炭素排出係数等に係る情報開示

- 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示※していること（裾切り方式も同様）

※ 「電力の小売営業に関する指針」に示された望ましい方法に準じて実施

### ● 二酸化炭素排出係数（次のいずれか）

- 事業者全体の調整後排出係数※ : **0.435kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下**
  - ✓ 2027（令和9）年度の排出係数しきい値（予告値）

※ 沖縄電力供給区域においては同供給区域内で供給された排出係数を使用

- 調達電力の排出係数 : **0.342kg-CO<sub>2</sub>/kWh以下**
  - ✓ 小売電気事業者の単純平均値と2030年度目標値0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWhを線形強化した場合の2027（令和9）年度における排出係数

### ● 調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

- 調達する電力に占める再生可能エネルギー電気（大型水力含む）の割合 : **50%以上**

上記のすべての評価項目を満たす場合に**標準点100点**を付与

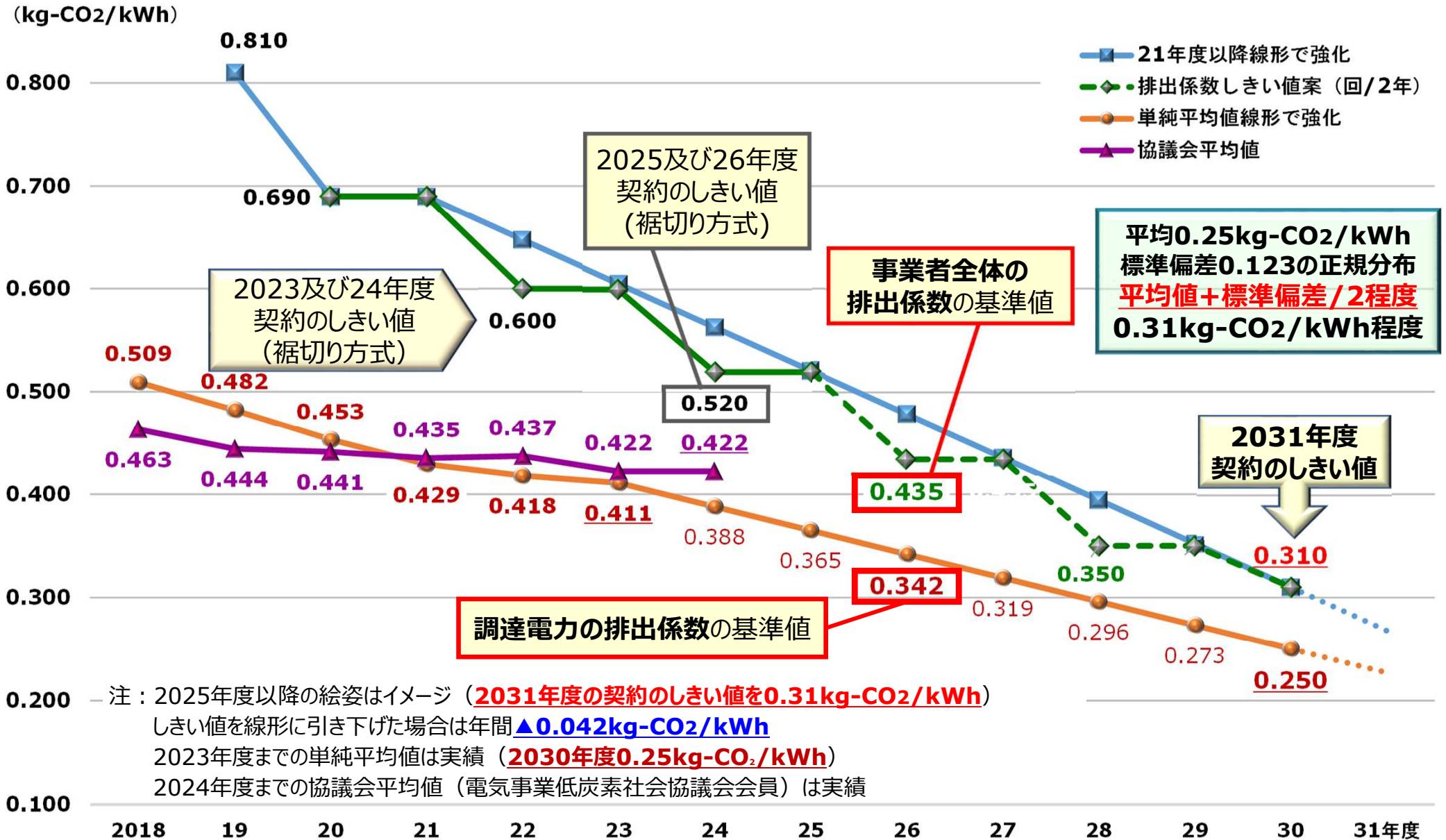
## 標準点（入札参加資格）を得るための前提要件

■ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していることを標準点（入札参加資格）を得るため要件（裾切り方式も同様）

➡ 最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定、令和8年4月最新の改定）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施※していること

※ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす

# 2. 事業者全体又は調達電力のCO<sub>2</sub>排出係数



## 標準点及び加算点で使用する調整後排出係数の考え方

- 小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年**7月頃**と**12月頃**の2回公表
  - 7月頃に公表される事業者全体の排出係数は**前々年度のもの**
  - 毎年公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例の作成に当たって参考としている調整後排出係数は12月頃に公表される**前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき算定した排出係数**

年 度	(X-1) 年度		X年度	
	12~3月	4~6月	7~11月	12~3月
公表されている 排出係数 <sup>注1</sup>	(X-2)年度 メニュー別排出係数等		(X-2)年度 事業者全体確定値等	(X-1)年度 メニュー別排出係数等
裾切り評価に用いる 排出係数の年度	(X-3)年度又は (X-2)年度 <sup>注2</sup>		(X-2) 年度	(X-2)年度又は (X-1)年度 <sup>注2</sup>

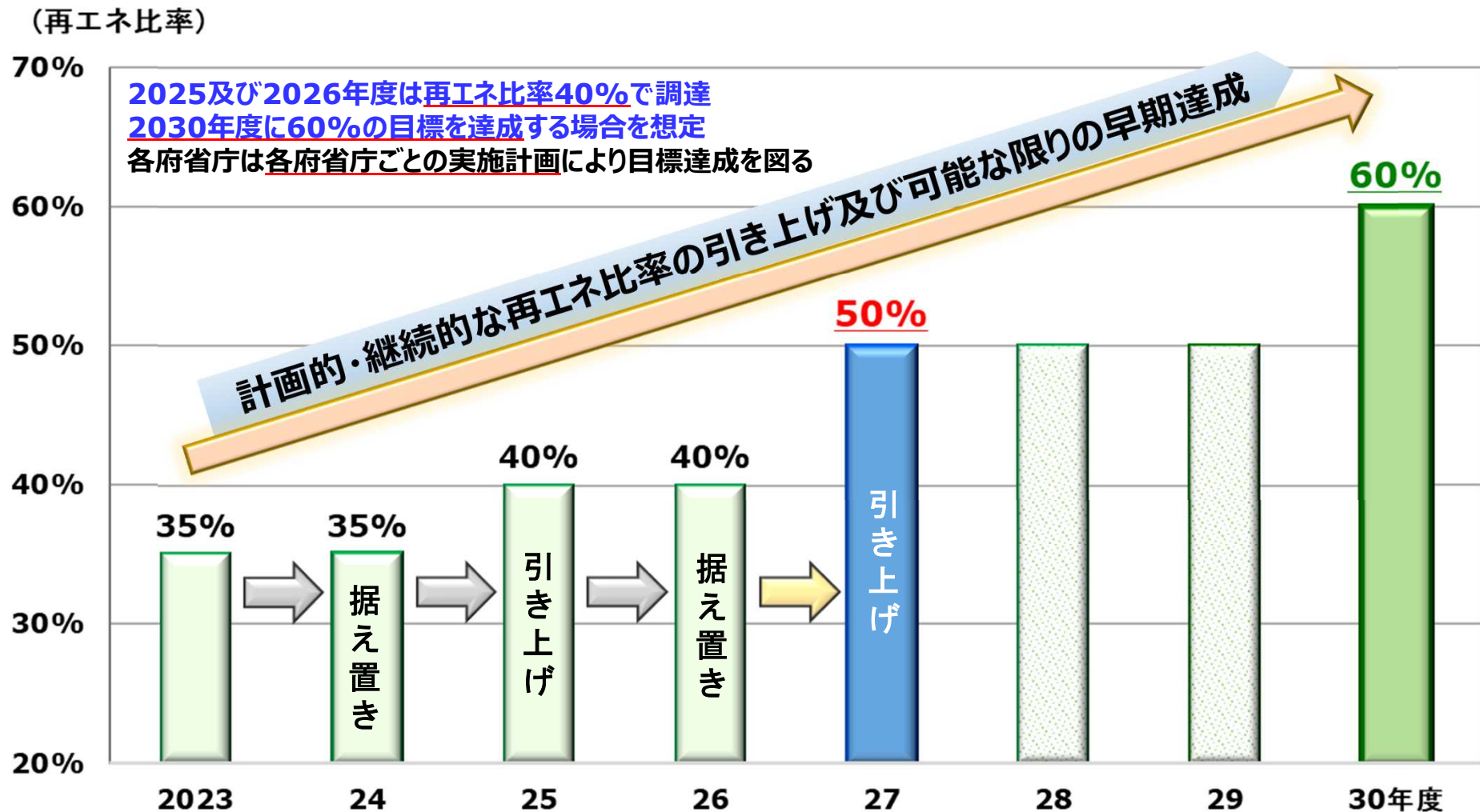
注1：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの

注2：同法に基づき小売電気事業者が算定し公表した最新のものがあある場合は、そちらを用いる

可能な限り**最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数**を使用

# 3. 調達電力に占める再エネ電力の割合

- 政府実行計画の2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
  - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
  - 令和7（2025）年度契約から最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
  - 令和9（2027）年度契約から最低限の再エネ比率は50%（予告値）



## 環境配慮契約における再生可能エネルギー電源と証書等の関係

証書の種類  環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引			相対取引
			FIT	非FIT		電気とセット 又は トラッキング付
				再エネ指定	再エネ指定 なし	
再生可能エネルギー の導入状況※ <sup>1</sup>	○※ <sup>3</sup>	○※ <sup>3</sup>	○	○※ <sup>4</sup>	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達※ <sup>2</sup>	○	○	○	○	×	○

※<sup>1</sup> : 「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法施行規則に規定された電源（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）が対象

※<sup>2</sup> : 「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力（30,000kW以上。ただし、揚水発電を含まない。）を含む）

※<sup>3</sup> : グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書）及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る

※<sup>4</sup> : トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

## 調達電力の再エネ

- 水力発電（3万kW以上。揚水発電を除く）

調達電力 = 再エネ特措法の再エネ電源 + **大型水力**

## 再エネ導入状況（評価項目）の再エネ

### 再エネ特措法に定められた再エネ電源

- 太陽光発電
- 風力発電
- 水力発電（3万kW未満。揚水発電を除く）
- 地熱発電
- バイオマス発電

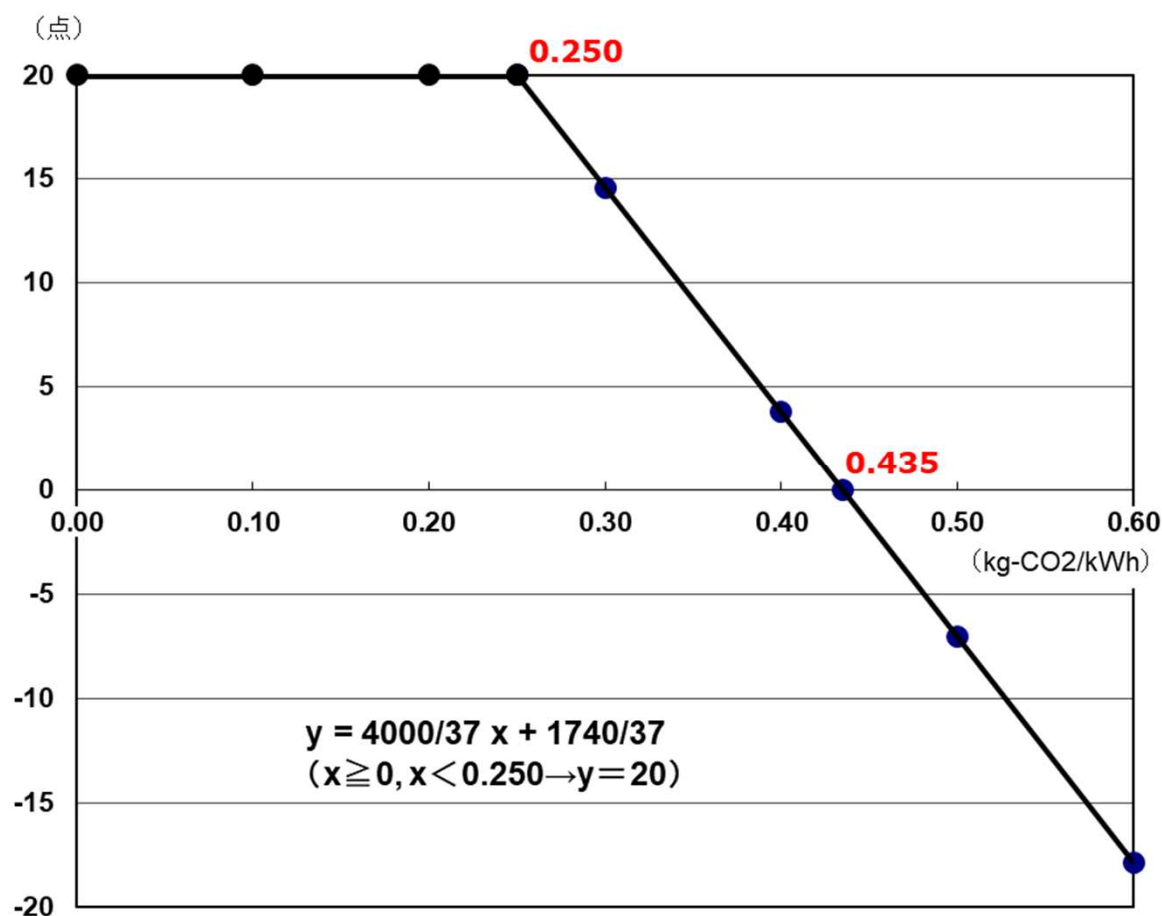
- 太陽光発電
- 風力発電
- 地熱発電
- バイオマス発電
- 水力発電（3万kW未満。揚水発電を除く）
- 水力発電（3万kW以上。揚水発電を除く）【大型水力】

再エネ導入状況  
（評価項目）

調達電力の再エネ

## ア. 事業者全体の二酸化炭素排出係数

- 事業者全体の二酸化炭素排出係数を線形評価
  - ✓ 標準点の基準値である**0.435kg-CO<sub>2</sub>/kWh**を下回る場合は加点、上回る場合は減点。**0.250kg-CO<sub>2</sub>/kWh**以下は上限値を付与



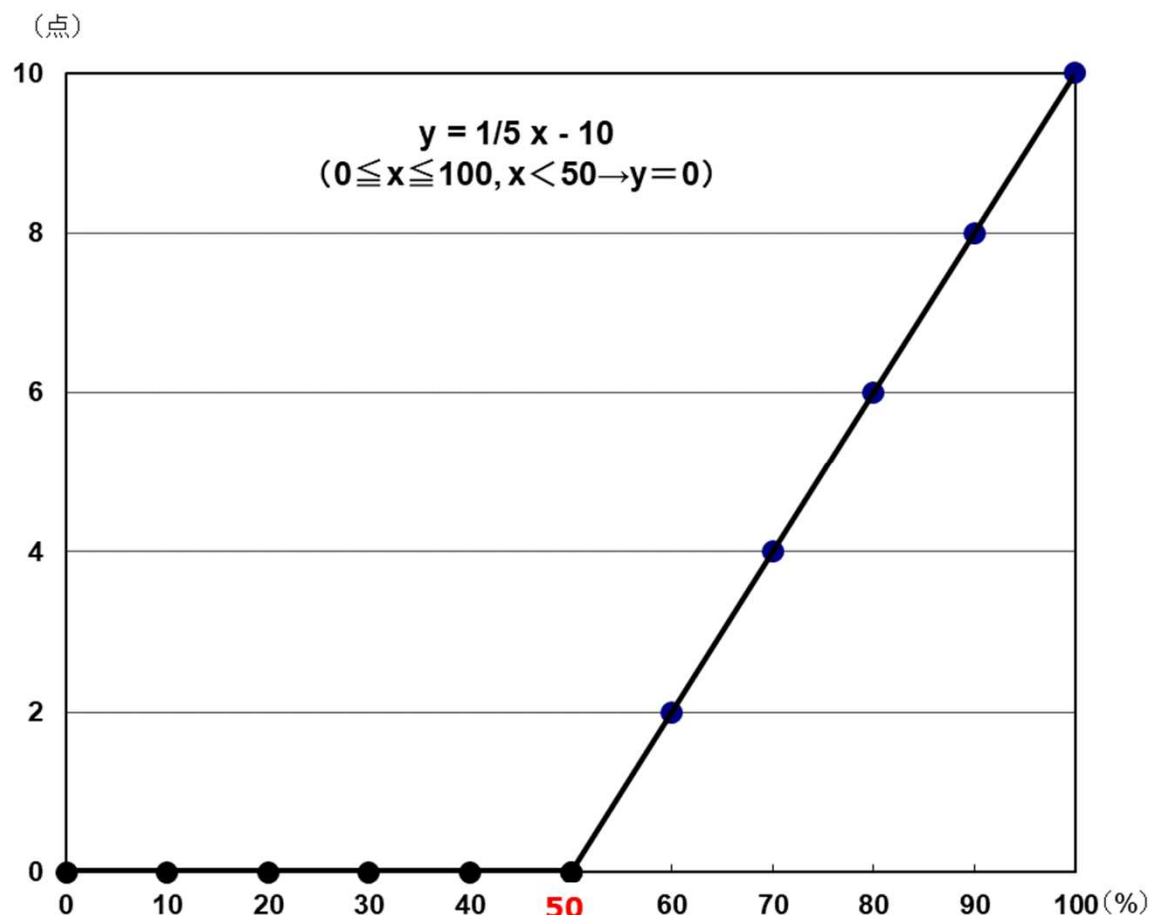
配点を20点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$$

( $x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20$ )

## イ. 調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

- 調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を線形評価
  - ✓ 標準点の基準値である**50%**を上回る場合に加点。**100%**を満点として上限値を付与



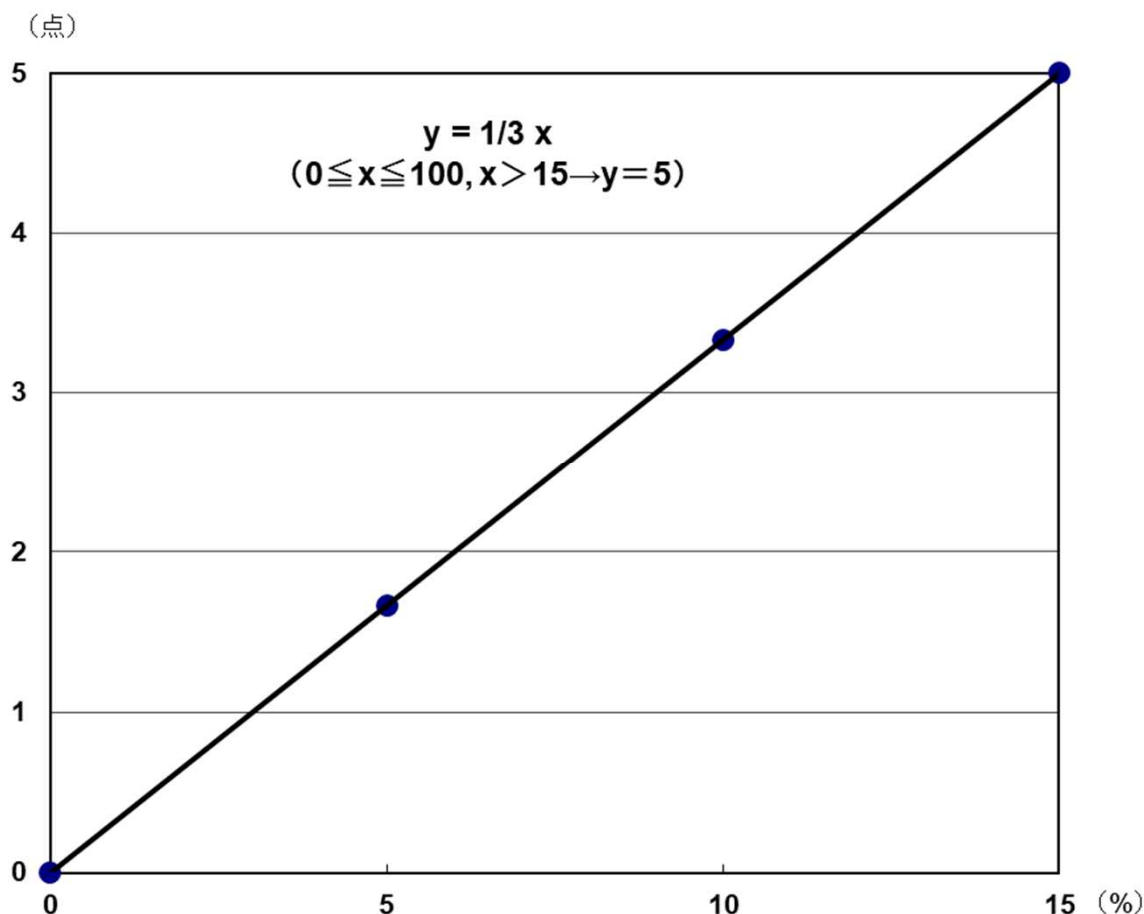
配点を10点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = \frac{1}{5}x - 10$$

$$(0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow y = 0)$$

## ウ. 再生可能エネルギーの導入状況

- 供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を線形評価
  - ✓ 事業者の再生可能エネルギーの導入状況（供給電力量に占める再エネ割合。裾切り方式の評価項目）。導入していれば加点。**15%**を満点として上限値を付与



配点を5点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = \frac{1}{3}x$$

$$(0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)$$

## 再生可能エネルギーの導入状況の評価

- 加算点の再生可能エネルギーの導入状況における評価対象となる再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備※による電気を対象

※ 太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス

## 再生可能エネルギーの導入状況（％）

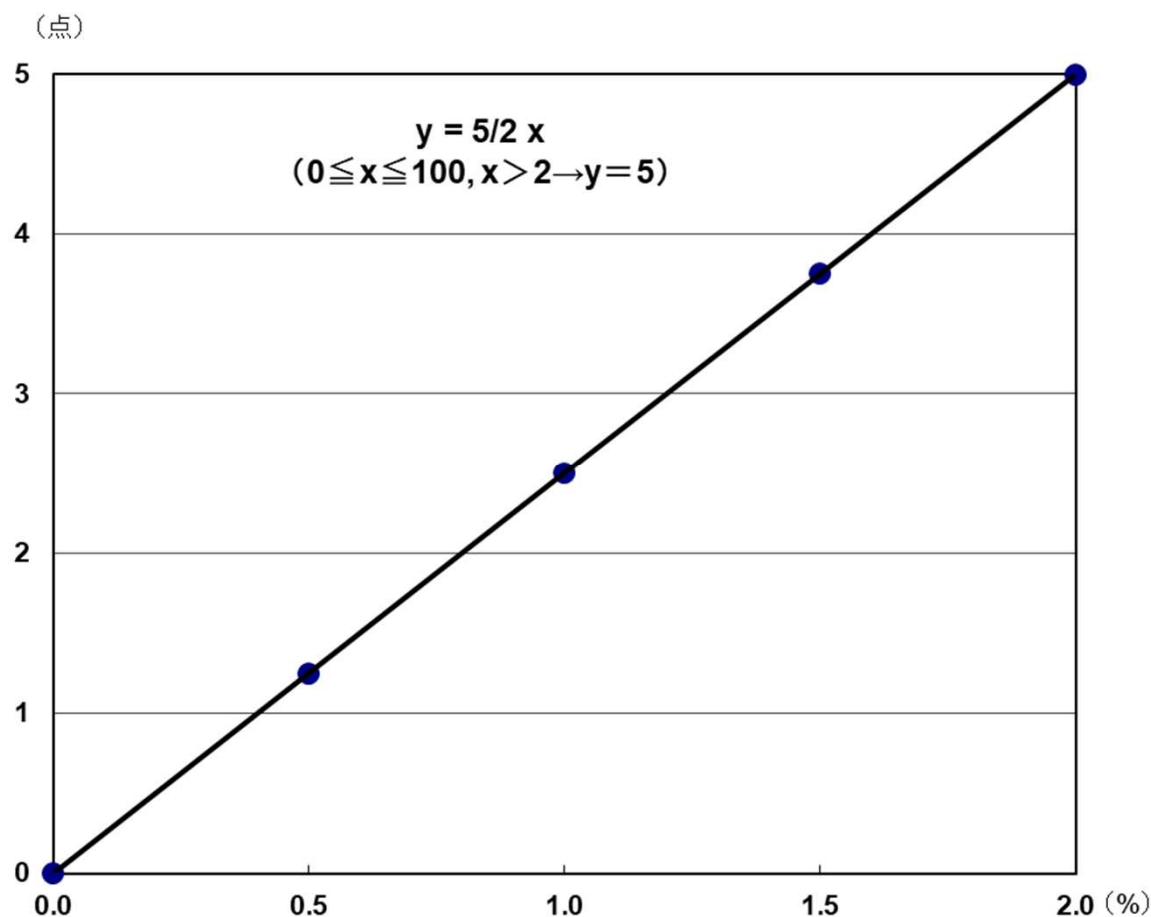
$$\frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）【①+②+③+④+⑤】（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））
- ② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達したトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）

※ ①から⑤のすべてについては、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る

## エ. 未利用エネルギーの活用状況

- 供給電力量に占める未利用エネルギー電気の活用割合を線形評価
  - ✓ 事業者の未利用エネルギーの活用状況（供給電力量に占める未利用エネ割合。裾切り方式の評価項目）。導入していれば加点。2%を満点として上限値を付与



配点を5点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = \frac{5}{2}x$$

( $0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5$ )

## 未利用エネルギーの活用状況の評価

- 加算点の**未利用エネルギーの活用状況**における評価対象となる未利用エネルギーは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含み、インバランス供給分は除く。）が対象
  - ① 工場等の廃熱又は排圧
  - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再エネ特措法第2条第3項に定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
  - ③ 高炉ガス又は副生ガス

## 未利用エネルギーの活用状況（％）

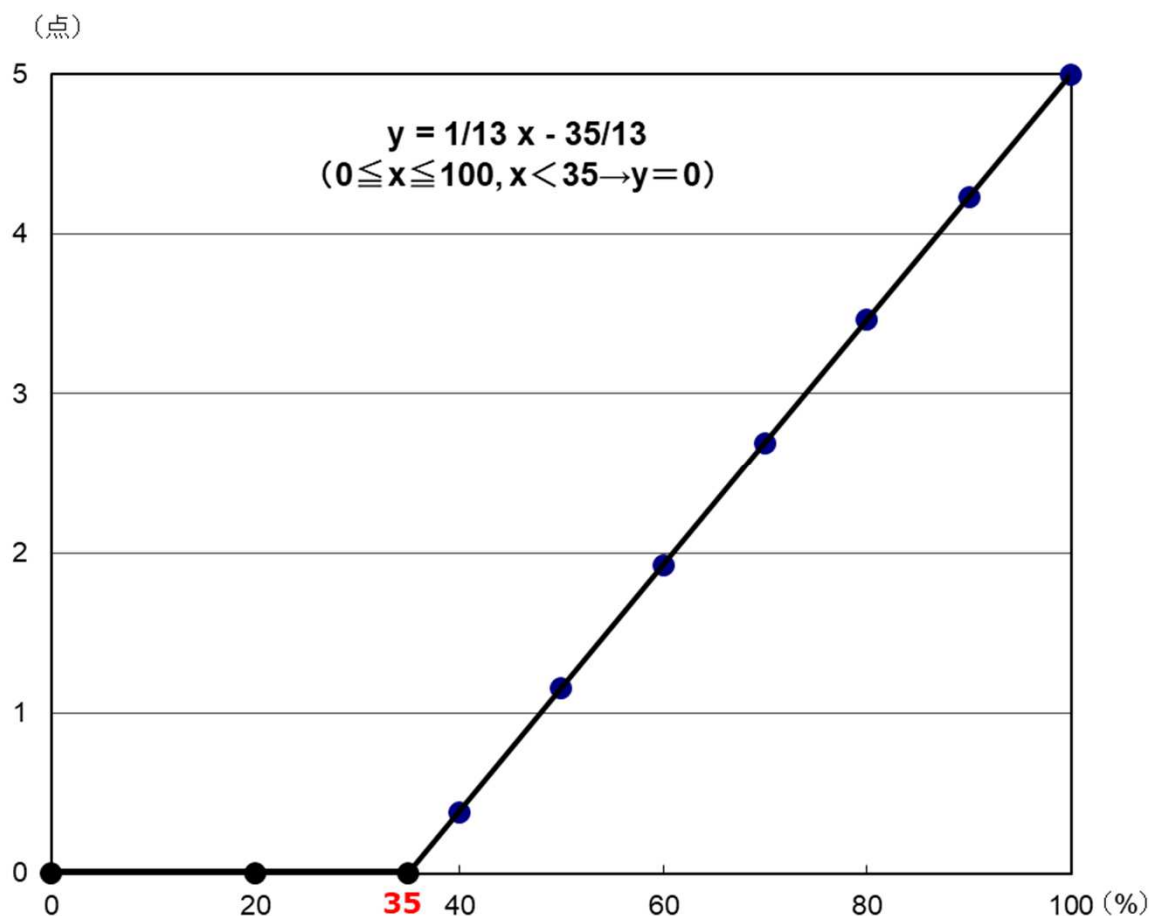
$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）【①+②+③】（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

1. 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
2. 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

## オ. 追加性のある再生可能エネルギー電気の割合

- 調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合を線形評価
  - ✓ 調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気（運転開始又はリパワリングから15年以内）。**35%超の供給で加点。100%を満点として上限値を付与**



配点を5点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}$$

( $0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0$ )

## 追加性のある再生可能エネルギー電気の割合の評価

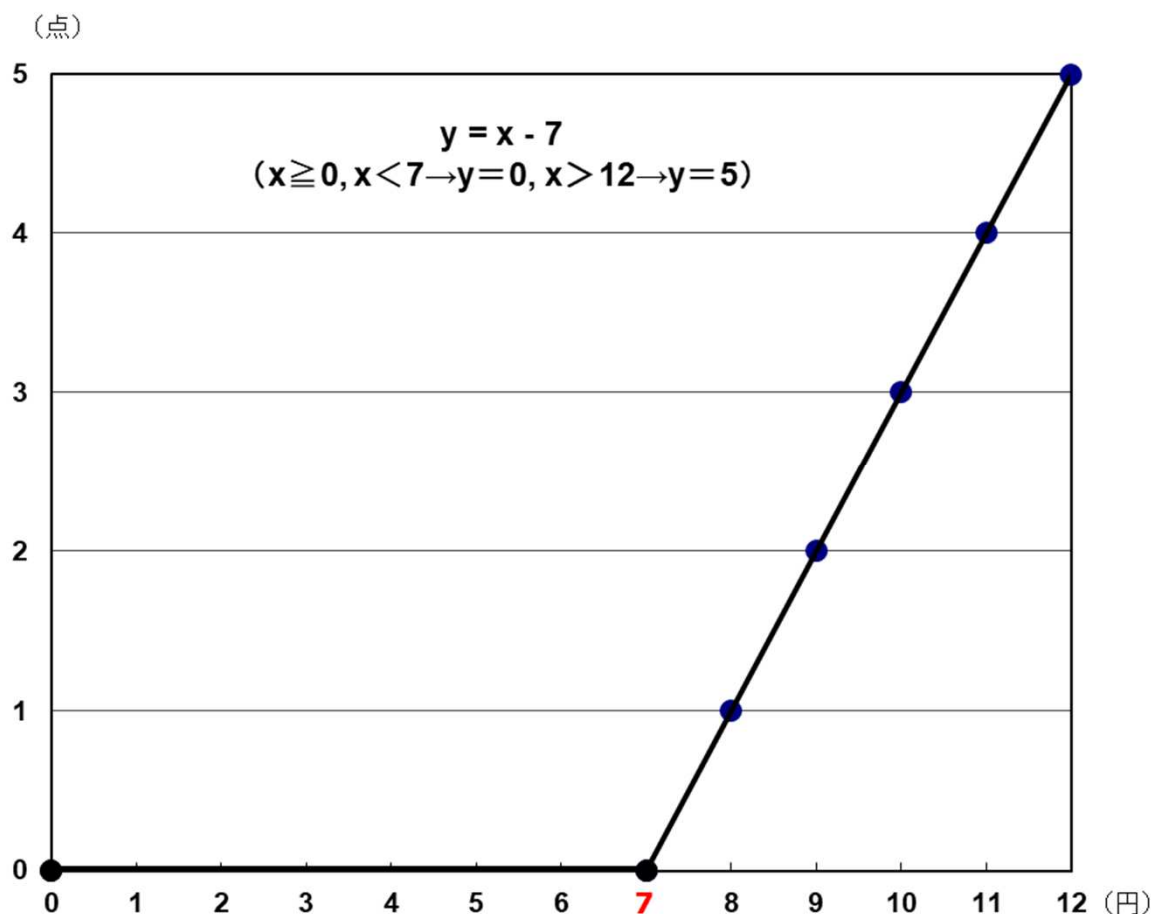
- 加算点の追加性のある再生可能エネルギー電気は、次に掲げるものとする
  - 当該電力の調達によって、新たな再生可能エネルギー発電設備の導入、又は一定の条件下における既存設備の更新・延命に係る投資判断に寄与し、その結果として、社会全体の再生可能エネルギーの設備容量又は発電量の増加に貢献する電力
    - 運転開始又は大規模更新（リパワリング）から15年以内の再生可能エネルギー発電設備に由来する電力

### 【参考】RE100の技術要件（Technical Criteria）の5大原則の概要

1. **【電源の限定】** 太陽光、風力、地熱、海洋（波力、潮力）、持続可能なバイオマス、持続可能な水力の6電源（バイオマスと水力の持続性については第三者認証を推奨）
2. **【15年ルール】** 原則として、運転開始（又は設備更新）から15年以内の設備から調達した電力・証書のみ有効（年間消費量の15%までは例外枠として古い設備も容認）
3. **【石炭混焼の禁止】** 石炭火力発電所で混焼された電力・証書は認めない
4. **【証書の償却】** ダブルカウント（二重計上）を防ぐため、再エネ証書の確実な償却（無効化）処理と追跡を義務づけ
5. **【同一市場での調達】** 電力を消費する国・地域と同じ電力市場（グリッド内）で発電された再エネであること（日本国内の消費は日本国内における調達が必須）

## カ. 再生可能エネルギー電気の創出・利用の取組

- 指定地域における卒FIT電力の買取価格を線形評価
  - ✓ 卒FIT電力の1kWh当たりの買取価格を7円から評価。7円超で買い取っていただければ加算。12円を満点として上限値を付与



配点を5点とする場合の  
線形評価式及び評価点

$$y = x - 7$$

( $x \geq 0, x < 7 \rightarrow y = 0, x > 12 \rightarrow y = 5$ )

## 地域における再エネ電気の創出・利用に向けた取組の評価

- 加算点の指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組は、再エネの地産地消、再エネ発電施設の最大限の活用促進等を評価の方向性として設定。施策・取組に応じて調達者が評価基準や指定地域のあり方を検討。基本方針解説資料では、以下の取組を例示
  - 指定地域において発電された再エネ電気を供給していること
  - 温対法に基づく「地域脱炭素化促進事業制度※<sup>1</sup>」において誘致された地域や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく「設備整備計画の認定を受けた事業※<sup>2</sup>」で発電された電気を供給していること
  - 指定地域における卒FIT電気の買取を行っていること
    - ➔ 前スライドにおいては、卒FIT電気の買取価格を評価基準として提示。供給電力に占める卒FIT電気の割合を評価基準とすることも考えらる
  - 再エネに関する連携協定左記の電気を供給していること
- ✓ 指定地域の設定に当たっては、**再エネ電気の地産地消のため施設が所在する地域を設定することや、再エネの調達を目的とした協定を結んでいる場合は、その協定先を指定地域に設定することなども考えられる**

※ 1 : 環境保全と地域貢献を両立する再エネ事業を都道府県と市町村が単独又は共同で認定・推進し地方創生につなげる仕組み

※ 2 : 売電収益を地域の農林水産業の振興に還元する再エネ事業。市町村の認定を受けることで、農地法や森林法などの関係法令に基づく許可が一括で取得（みなし許可）可能

## キ. デマンド・レスポンスの取組【1/2】

小売電気事業者のデマンド・レスポンス（DR）の取組に係る評価項目・内容としては、例えば以下の評価項目等が想定

### ■ 下げDR（ピーク時節電）に関する加算例

- ✓ 需給ひっ迫時のインセンティブ型DRを常設、高圧需要家向けの報酬付き節電プログラムの運用など

### ■ 上げDR（再エネ余剰吸収・ピークシフト）に関する加算例

- ✓ 再エネ出力抑制時間帯に合わせた「上げDRメニュー」、季節キャンペーン型の需要前倒し（先冷/先充電等）など

### ■ アプリ/見える化/スマートメーター連動に関する加算例

- ✓ アプリによる節電ナッジ+ポイント付与、スマートメーター・マイページのアラート機能（当日/直前プッシュ）など

### ■ IoT機器の遠隔制御（機器制御型DR）に関する加算例

- ✓ 通信機能付きヒートポンプ給湯機/蓄電池の事前同意に基づく遠隔制御、EV充電の時間帯別制御/課金（オプトイン方式）など

### ■ 料金メニュー（価格シグナル）に関する加算例

- ✓ 季節別・時間帯別・曜日別の料金設計、市場連動型（JEPX連動等）プラン、ネガワット取引など

## キ. ディマンド・リスポンスの取組【2/2】

- **アグリゲーション/VPP・市場連携に関する加算例**
  - ✓ アグリゲーターとして容量市場の発動指令電源を保有/運用、需給調整市場（一次/三次①等）・調整力市場I'へのDR供出、VPP（仮想発電所）の構築・実証及び運用など
- **地域エネルギー×DR（マイクログリッド等）に関する加算例**
  - ✓ 地区EMSと連携したDRオペレーションなど

# 総合評価落札方式の評価値算定例

## 総合評価落札方式による総合評価値の算定例

事業者	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	順位 合計点 【標準点+ 加算点 (100+ ア~カ)】	順位 価格点 (千円)	順位 総合評価値
	事業者全体 排出係数 20点	調達電力の 再エネ比率 10点	再エネ導入 状況 5点	未利用エネ 活用状況 5点	追加性のあ る再エネ 5点	卒FIT電力 の買取価格 5点			
A	0.085 kg-CO2/kWh	100%	25%	0%	70%	取組なし	<b>1位</b>	<b>5位</b>	<b>1位</b>
	20.00	10.00	5.00	0.00	2.69	0.00	137.69 ÷ 27,273 =	<b>0.005049</b>	
B	0.365 kg-CO2/kWh	80%	18%	0.4%	60%	12円	<b>2位</b>	<b>4位</b>	<b>2位</b>
	7.57	6.00	5.00	1.00	1.92	5.00	126.49 ÷ 25,332 =	0.004993	
C	0.462 kg-CO2/kWh	85%	12%	0.7%	65%	13円	<b>3位</b>	<b>3位</b>	<b>4位</b>
	<b>-2.92</b>	7.00	4.00	1.75	2.31	5.00	117.14 ÷ 24,697 =	0.004743	
D	0.430 kg-CO2/kWh	55%	15%	0.5%	40%	取組なし	<b>4位</b>	<b>2位</b>	<b>5位</b>
	0.54	1.00	5.00	1.25	0.38	0.00	108.17 ÷ 23,151 =	0.004672	
E	0.523 kg-CO2/kWh	80%	5%	0.2%	55%	10円	<b>5位</b>	<b>1位</b>	<b>3位</b>
	<b>-9.51</b>	6.00	1.67	0.50	1.54	3.00	103.20 ÷ 20,949 =	0.004926	

注：A~Eの事業者については標準点の要件を満たしているものとする（標準点100点を獲得）

線形評価式を含め評価値の算定は環境省HPで自動算定ツールを提供

## 2. 電気の供給を受ける契約

2.1 裾切り方式について

2.2 総合評価落札方式について

a. 基本的考え方等

b. 評価項目及び配点等

**2.3 地域共生が図られていない発電施設  
で発電された電力の調達回避**

2.4 契約に関する資料等

令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

## 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの概要

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。**地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。**関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

### 1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

#### ① 自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

#### ② 安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

#### ③ 景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

## 1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

※その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

## 2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

## 3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ **国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定**【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

## 太陽光発電事業に係る主な土地関連法令①

法令	関係手続の例	所管
海岸法	海岸保全区域等内の占有許可、海岸保全区域等内の行為許可	国土交通省 農林水産省
河川法	河川区域内等の占有許可、河川区域内等の工作物新築等許可、河川区域内等の土地掘削許可	国土交通省
環境影響評価法	環境影響評価手続	環境省 経済産業省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可※	国土交通省
景観法	景観計画区域・景観地区内の行為届出	国土交通省
港湾法	臨港地区内の行為届出、港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占有許可	国土交通省
国土利用計画法	土地売買等の届出	国土交通省
砂防法	砂防指定地内の行為許可※、砂防設備の占有許可	国土交通省
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可※、ぼた山崩壊防止区域における行為許可※	国土交通省 農林水産省
自然環境保全法	自然環境保全地域内の行為許可	環境省
自然公園法	特別地域・特別保護地区内の行為許可	環境省
消防法	危険物取扱所設置許可	総務省
振動規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省

## 太陽光発電事業に係る主な土地関連法令②

法令	関係手続の例	所管
森林法	林地開発許可※、保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	農林水産省
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	環境省
騒音規制法	指定地域内の特定施設設置届出	環境省
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続	国土交通省
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事制限区域内の工事許可※、特定盛土等規制区域内の工事許可※	国土交通省 農林水産省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区の区域内の行為許可	環境省
道路法	道路の占有許可、特殊車両通行許可	国土交通省
都市計画法	開発許可	国土交通省
土壌汚染対策法	土地の形質変更に係る届出	環境省
農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出	環境省
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可	文部科学省

※ 事業計画の認定申請前に取得する必要がある許可等（前スライドにおいて同じ）

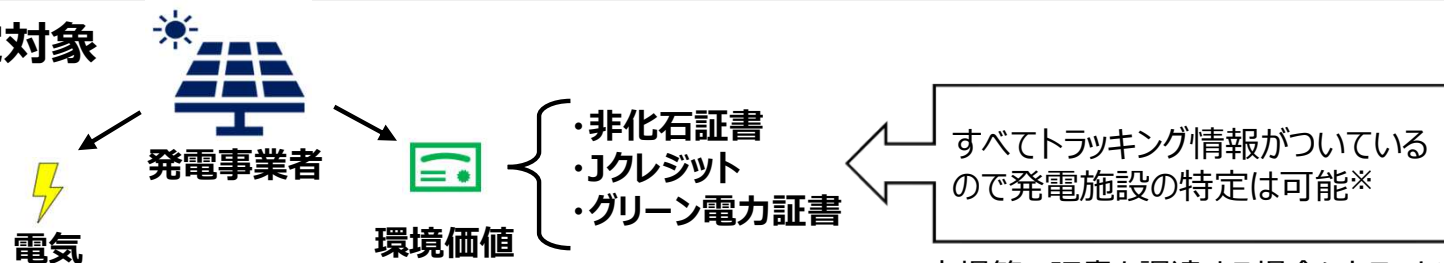
## 太陽光発電事業に係る主な土地関連法令③

- 注1 掲載した関係法令以外にも、「工場立地法」、「土地区画整理法」、「農村地域工業等導入促進法」、「水産資源保護法」、「都市公園法」、「国有林の管理経営に関する法律」、「国有財産法」、「都市緑地法」、「生産緑地法」、「航空法」、「港則法」、「漁港漁場整備法」、「水質汚濁防止法」、「道路交通法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」等の遵守が必要となる場合がある。
- 注2 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、太陽光発電事業者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。
- 注3 「外国為替及び外国貿易法」の規定で定める外国投資家が、太陽光発電事業者への出資等を行う際には、当該法律に基づく届出又は報告が必要となる場合があるので、留意されたい。
- 注4 なお、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」では、市町村の基本計画に則り、地域との合意形成の下、地域への利益の還元を伴う事業を行うことで、一部の関係法令の手続の円滑化が図られる仕組みとなっており、参考にされたい。
- ※ 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧として、関係法令や条例をまとめてホームページに掲載している都道府県もあり、参照することができる。

## 法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【1/3】

- **入札参加資格（次の2つの要件を満たすこと）**
  - 契約に基づき供給する（した）電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出すること【**発電施設特定**】
  - **関係法令**※に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束すること【**誓約書提出**】  
※ 関係法令とは「事業計画策定ガイドライン」（2025年4月改訂 資源エネルギー庁）で示される主な関係法令リストに記載の法令をいう【前スライド参照】
- **加点要素について**
  - 調達者（国等の機関など）が指定する地域内で発電又は発行された電気・環境価値を提供できること【前掲**加算点の「カ」**】
- **是正措置の要求**
  - 小売電気事業者に対する是正措置義務（違法な発電事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務）【**催告及び期間内の是正要求**】

### ■ 発電施設の特定対象



※市場等で証書を調達する場合にトラッキング情報の提出が事後的になる場合がある

## 法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【2/3】

### 契約書類等において規定

- **入札説明書**において、競争参加資格に「供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設」に係る書類の提出を規定。以下のとおり別添資料で発電施設情報を提出させる
- **契約書**において、関係法令等への違反が明らかな場合で催告したにもかかわらず、期間内に是正されないときは契約を解除できる旨を規定

### ■ 入札説明書の記載例

#### 3. 競争参加資格

(1) ~ (5) 略

(6) 二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに**供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設**に関し、別添3別紙2及び別紙3を提出すること。

#### 別添3

**別紙2**：発電施設情報の提出及び当該施設を設置・運営する事業者が設置・運営する再生可能エネルギー発電施設の違反がないことを誓約

**別紙3**：供給“予定”の「電気及び環境価値（もしくは環境価値のみ）」の由来となった発電施設情報の提出

**別紙4**：供給“後”の「環境価値」の由来となった発電施設情報の提出

## 法令に違反する発電施設で発電された電力の調達回避【3/3】

### ■ 契約書の記載例 – 是正措置及び契約解除 –

(是正措置)

第○条 この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

(契約の解除)

第□条 第○条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われなときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

## 2. 電気の供給を受ける契約

2.1 裾切り方式について

2.2 総合評価落札方式について

a. 基本的考え方等

b. 評価項目及び配点等

2.3 地域共生が図られていない発電施設  
で発電された電力の調達回避





2.4 契約に関する資料等

- 国及び独立行政法人等の調達担当者向けに**契約書類のひな型を契約方式（総合評価落札方式・裾切方式）ごとに作成し、環境省ホームページにおいて提供**
  - ▶ [https://www.env.go.jp/policy/ga/bp\\_mat.html](https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html)
- 地方公共団体等においても適宜参考とされたい

## 契約類型ごとの参考資料

[ホーム](#) > [政策](#) > [政策分野一覧](#) > [総合環境政策](#) > [環境と経済](#) > [グリーン契約（環境配慮契約）について](#) > 契約類型ごとの参考資料

### 電気

- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（PDF）](#) [PDF 1.6MB] 
- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（word, excel）](#) [File 381KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例](#) [PDF 130KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例](#) [PDF 560KB] 

※仕様書（案）「2.仕様」における再生可能エネルギーの要件については、本仕様書は、RE100に参加している環境省での要件の例を示しています。RE100によらない再生可能エネルギーの要件の記載例については、環境配慮契約法基本方針 関連資料、[02 電気の供給を受ける契約](#)にも記載していますので、記載例を参考にし、最低限の割合は、それぞれ調達の状況に応じ、適切に設定をお願いします。

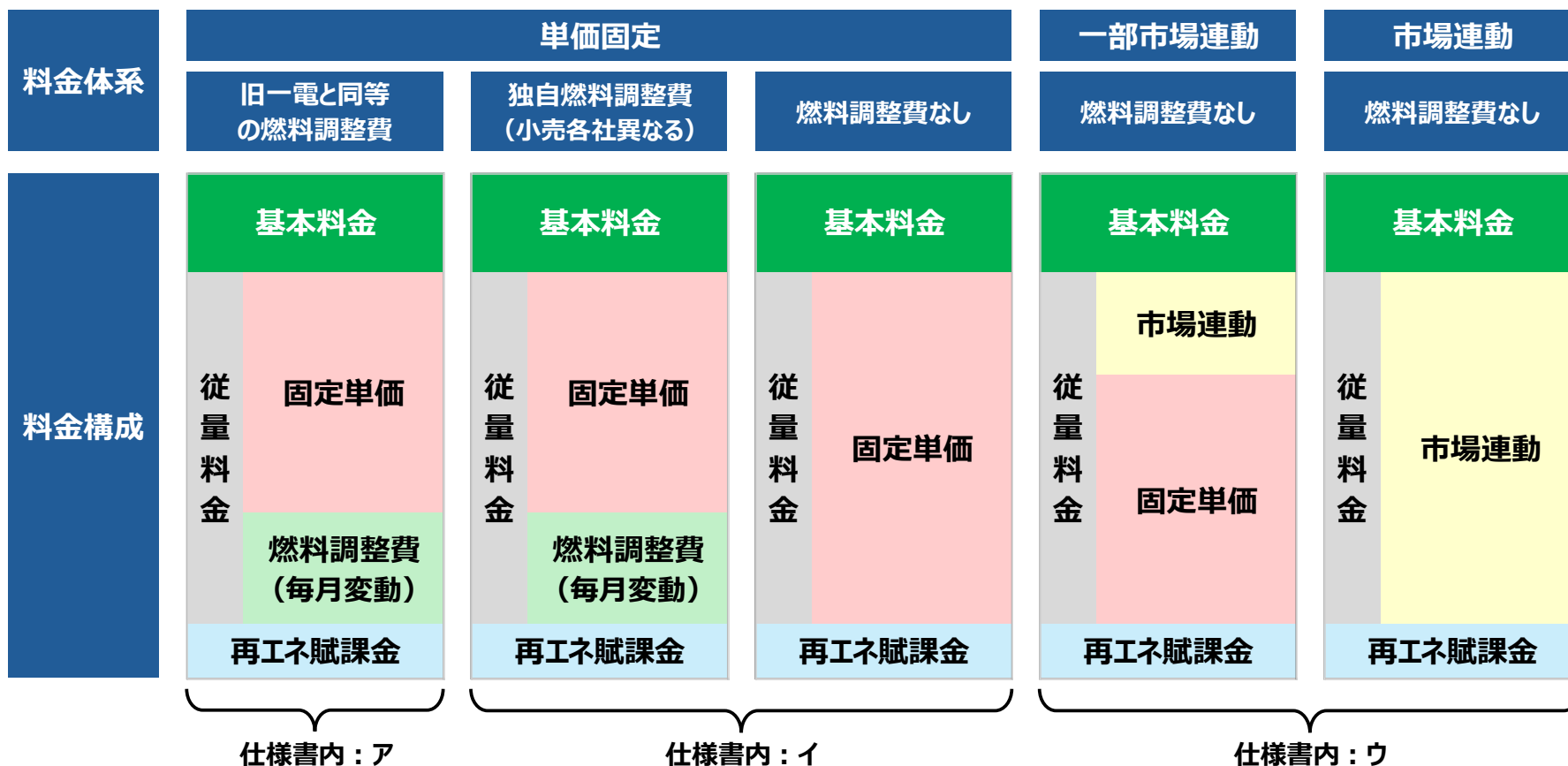
[総合評価落札方式 加算点算定ツール](#) [Excel 97KB] 

加算点算定ツール

## 多様な電気料金体系の提示（仕様書ひな型への反映）

- 入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関があり、多様な料金体系（独自燃料調整費や市場連動型など）を許容することで、**入札への参加が促されるとともに、これらの料金体系に伴う需要家の行動変容（省エネや需要シフトなど）も期待される**

- ア. 電力量料金：固定価格、燃料費等調整額：旧一電の算定諸元に準じる場合  
 イ. 電力量料金：固定価格、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元を認める場合  
 ウ. 電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元を認める場合
- 調達者は料金体系の設定に応じてア、イ又はウを選択し仕様書に記載（一部又は全部）



# 仕様書ひな型の見直し

電気料金 の内訳	電力量料金：固定単価 燃料費等調整額：旧一電	電力量料金：固定単価 燃料費等調整額：独自	電力量料金：市場連動 燃料費等調整額：独自
基本料金	契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。		
電力量料金	契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。	契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。 ※ 需給契約開始後30分値を発注者が確認できる体制を整えること	
燃料費等 調整額	各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。	受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。	
再エネ賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。		

## 2. 電気の供給を受ける契約

### 2.1 裾切り方式について

### 2.2 総合評価落札方式について

a. 基本的考え方等

b. 評価項目及び配点等

### 2.3 地域共生が図られていない発電施設 で発電された電力の調達回避

### 2.4 契約に関する資料等

## 基本的考え方

- 二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努める
- 電源構成等の情報を開示している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式」を採用
- 全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（排出係数しきい値）を設定し、原則排出係数しきい値以上の小売電気事業者からの調達を回避
- 原則複数の小売電気事業者の参入が可能な裾切り基準を設定
  - ➔ 裾切り方式は電気の供給が可能な小売電気事業者が3者以上存在する場合に実施【結果的に一者入札となる場合もある】
  - ➔ 契約期間中に仕様に定めた電力を確実に安定的に供給可能と見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮
- 当分の間、これまでの供給区域を基本としつつ、必要に応じて複数区域のグループ化を図る等適切な地域ごとに裾切りを設定
- 仕様書等に調達する電力に占める再エネ電力の割合を明記
- 再エネ電源の導入拡大に資する再エネ電力の調達に努める
- 事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮
- 裾切り基準は毎年度見直しを検討（排出係数しきい値は適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）原則引下げ）
  - ➔ 裾切り評価項目は変動するため毎年度見直しの検討が必要

再エネ電力の  
最大限導入

## 裾切り方式

開示の有無を確認！

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の評価項目に関する実績を点数制で評価し、**70点以上**の小売電気事業者に入札参加資格を付与

### 【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数（70点程度）
- ② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）

### 【加点項目】 調達者が設定

+

- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組  
地域における再エネの創出・利用の取組（5点程度）

# 裾切り方式の区分・配点例

要素	区分	配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	排出係数しきい値 0.520 以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

供給区域別の配点例は環境省の[環境配慮契約法Webサイト \(ホームページ\)](#)を参照のこと

## 裾切り方式で入札参加資格を得るための前提要件

■ 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していることを標準点（入札参加資格）を得るため要件（裾切り方式も同様）

➡ 最新の経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年1月制定、令和8年4月最新の改定）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施※していること

※ 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす

## 全国一律の排出係数上限値（排出係数しきい値）の設定

### 排出係数しきい値の考え方

- 供給区域別ではなく**全国一律の上限値**であり、**最低限満たすべき数値**
- 供給区域ごとに一定の競争性の確保が可能となる数値
- 調達者の立場から小売電気事業者に向けたメッセージ性を重視
- 裾切り方式における**供給区域別の入札参加資格の裾切り基準（配点例）との一体的な運用**により、2030年度に向け**我が国全体の排出係数の低減**に寄与

**排出係数しきい値 > 入札参加資格の排出係数**

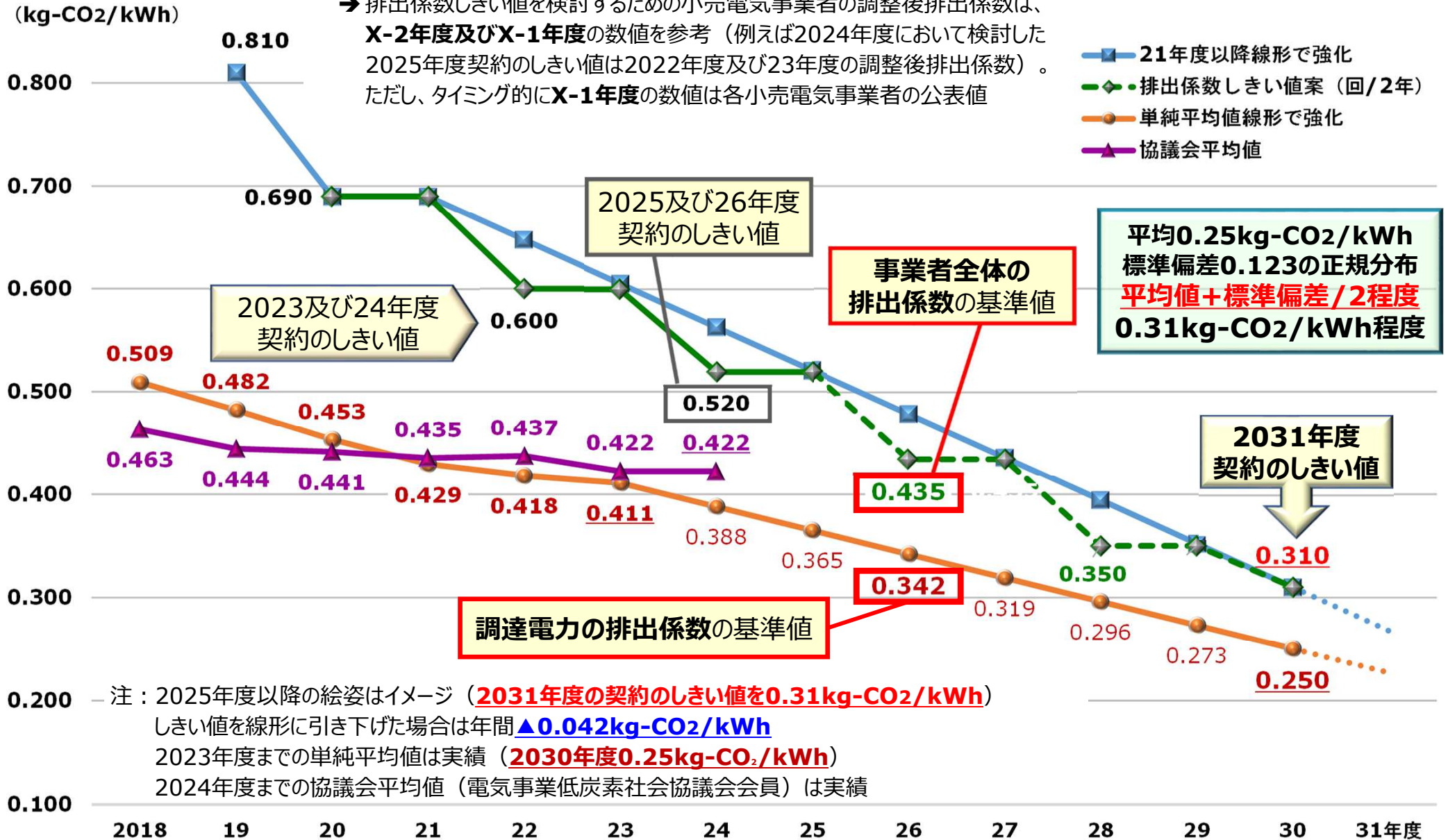
- 排出係数しきい値は、国等の環境配慮契約の実績、直近までの小売電気事業者の排出係数、電源構成の現状及び推移、供給区域別の参入状況等を点検・確認し、**適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で見直し**



排出係数しきい値以上の電気事業者からは調達しない旨明確化  
令和9年度の排出係数しきい値：**0.435kg-CO<sub>2</sub>/kWh**

# 【再掲】排出係数しきい値と基準値

○ X年度においてX+1年度からの契約に使用する排出係数しきい値を決定  
 → 排出係数しきい値を検討するための小売電気事業者の調整後排出係数は、**X-2年度及びX-1年度**の数値を参考（例えば2024年度において検討した2025年度契約のしきい値は2022年度及び23年度の調整後排出係数）。ただし、タイミング的に**X-1年度**の数値は各小売電気事業者の公表値



平均0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh  
 標準偏差0.123の正規分布  
**平均値+標準偏差/2程度**  
**0.31kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度**

調達電力の排出係数の基準値

事業者全体の排出係数の基準値

注：2025年度以降の絵姿はイメージ（**2031年度の契約のしきい値を0.31kg-CO<sub>2</sub>/kWh**）  
 しきい値を線形に引き下げた場合は年間▲0.042kg-CO<sub>2</sub>/kWh  
 2023年度までの単純平均値は実績（**2030年度0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh**）  
 2024年度までの協議会平均値（電気事業低炭素社会協議会会員）は実績

2025年度に27年度以降のしきい値を議論

2030年度に31年度契約のしきい値を0.31

## 調達電力の脱炭素化に向けた考え方

- 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数は0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh
- 国及び独立行政法人等が調達する電力の再エネ比率を継続的に引き上げ、2030年度までに60%以上※とする政府実行計画の目標が達成されれば、調達電力の排出係数は平均で0.17kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度が実現可能  
※ 政府実行計画においては「この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する」とされている
- 国及び独立行政法人等は再エネ電力を積極的に調達することにより脱炭素化を推進
- 再エネ電力の調達に向けて再エネ電源の種類・内容を定義（裾切り方式の評価項目における再エネ電源及び調達電力における再エネ電源）



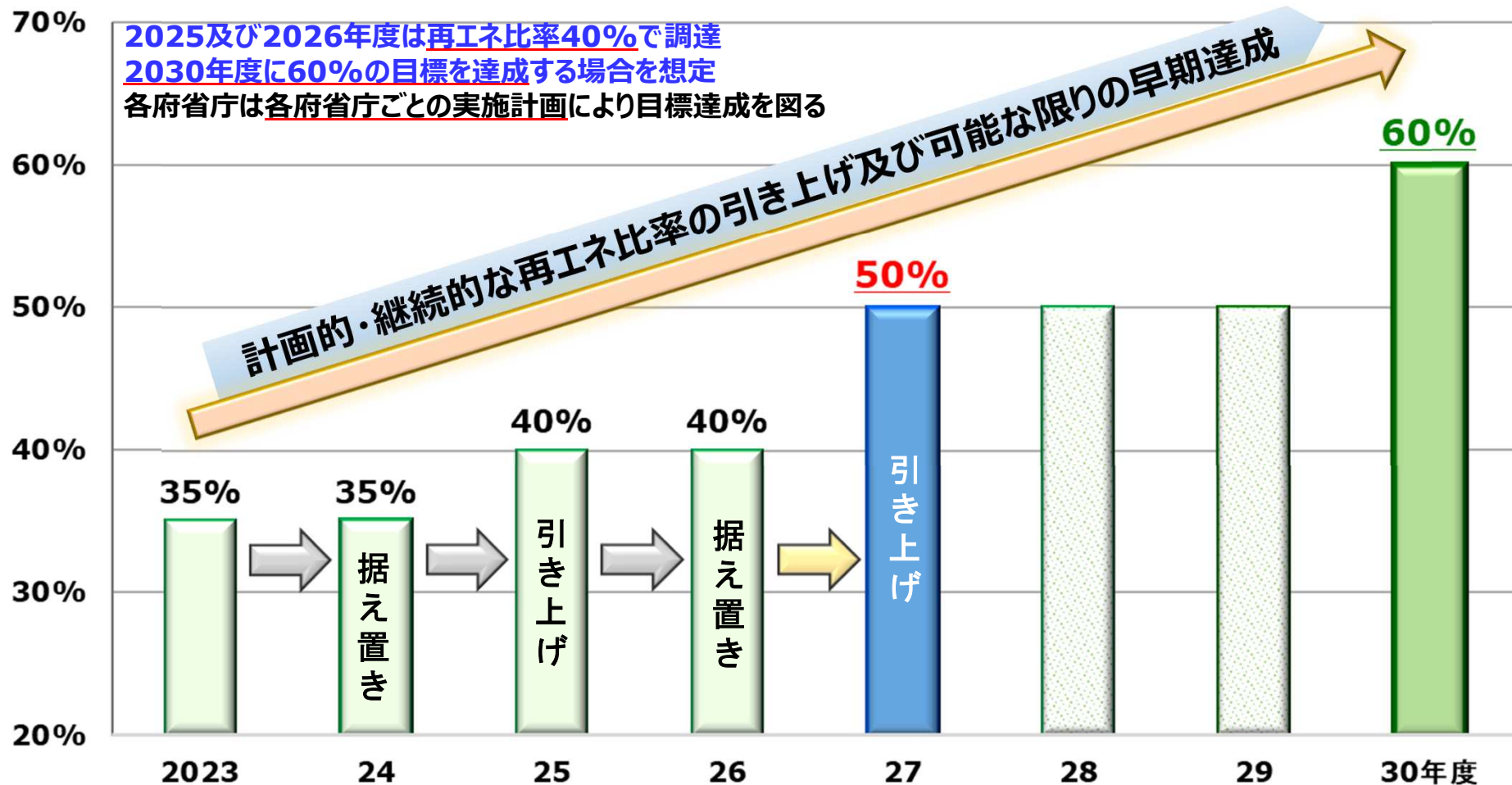
令和5年度の契約から最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げる

令和9年度の契約における最低限の再エネ電力比率は50%

# 【再掲】調達電力に占める再エネ電力の割合

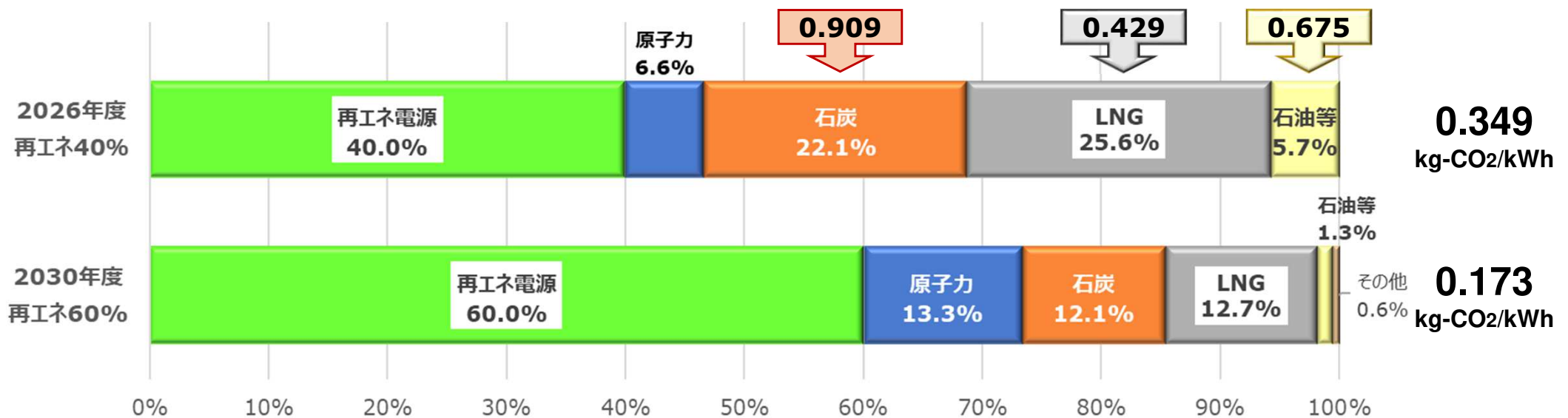
- 政府実行計画の2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
  - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
  - 令和7（2025）年度契約から最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
  - 令和9（2027）年度契約から最低限の再エネ比率は50%（予告値）

（再エネ比率）



# 【参考】調達する電力の排出係数の試算


- **2026年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
  - ➔ **再エネ電源の比率40%**、他の電源について2023年度の電源構成の実績から試算した調達電力の未調整排出係数は**0.349kg-CO<sub>2</sub>/kWh**
- **2030年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
  - ➔ **再エネ電源の比率60%**、他の電源について2030年度エネルギーミックスの電源構成から試算した調達電力の未調整排出係数は**0.173kg-CO<sub>2</sub>/kWh**
    - ➔ 非化石電源（再エネ、原子力及び水素・アンモニア⇒排出係数“0”電源）、化石電源（石炭、天然ガス及び石油等）



注：2030年度の「その他」は水素及びアンモニア

資料：2026年度の電源構成は「令和5年度（2023年度）エネルギー需給実績（確報）」、2030年度の電源構成は「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」よりそれぞれ作成

## 加点項目による評価

 省エネに係る情報提供の取組及び地域における再エネの導入拡大に資する取組を加点して評価。また、加点項目及びその内容については、下記の2つを大枠の方向性とし、例示した具体的内容を踏まえ、調達者において適切に設定



情報提供の内容として以下の2つの取組は、簡易的なディマンド・リスポンスの取組として活用可能であり、電力需給状況の改善に資するとともに、電力使用量の抑制を通じ、省エネにも寄与する事業者の取組として評価

- ✓ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ✓ 電力逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

地域において持続的に再エネが創出・利用されていくための事業者の取組を評価

- ✓ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ✓ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

## 契約手続の流れと環境配慮のタイミング

入札準備

入札公告  
資格審査

事業者決定  
契約

- **裾切り要件・最低限の再エネ比率の設定**
- 仕様書の作成（裾切り・再エネの要件を記載）
- 予定価格の作成
- 入札条件に必要な事項の調整

- 入札公告
- **入札参加資格の審査**

- 入札
- 開札（事業者決定）
- 契約

**電源構成等を開示及び排出係数しきい値を下回る小売電気事業者について、二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組の状況（再エネ導入状況・未利用エネ活用状況等）を評価し、一定の点数を得た事業者に入札参加資格を付与**

入札参加資格を定め裾切り



価格競争

## ■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

### (1) 環境配慮契約を実施する場合

- ▶ 「入札に付する場合」は、原則として低圧受電施設等についても環境配慮契約を実施する
- ▶ 一定の電力調達規模に達しない場合（少額随契の対象等）は、周辺の複数の低圧受電施設等の契約期間の調整を行い、一括発注を検討の上、環境配慮契約の実施に努める

- 原則として一般送配電事業者の供給区域内の低圧受電施設（従量電灯及び低圧電力）のみをまとめること【同一地域・同一メニュー】
- 複数の施設の契約時期の調整を行い同一契約期間とすること。また、原則として契約期間は1年※とすること【同一期間】
- 電力使用実績及び予定使用電力量を提示すること

※ より排出係数の低い小売電気事業者の参入もあり得るため、毎年度、裾切り要件の見直し及び小売電気事業者の再評価を行うことを推奨

## ■ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用

### (2) 入札に付さない場合

- ➡ 随意契約等の「入札に付さない場合」は環境配慮契約の実施は求められていない
- ➡ 温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電力の調達が重要

- 電力供給可能な小売電気事業者のうち、適切に電源構成等を開示し、二酸化炭素排出係数の低い事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴する※ことにより、より低炭素な電力の調達を増やす対応が重要
- 見積を徴する場合は、小売電気事業者の示す料金メニューを活用することも、手続の簡素化等の観点から現実的な対応

※ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積を徴さなければならない【予算決算及び会計令第99条の6】

## ■ 新規参入又は参入予定の小売電気事業者の評価

① 適切に電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示※していること

※ 新規参入の小売電気事業者で電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することで、適切に開示したものとみなす【再掲】

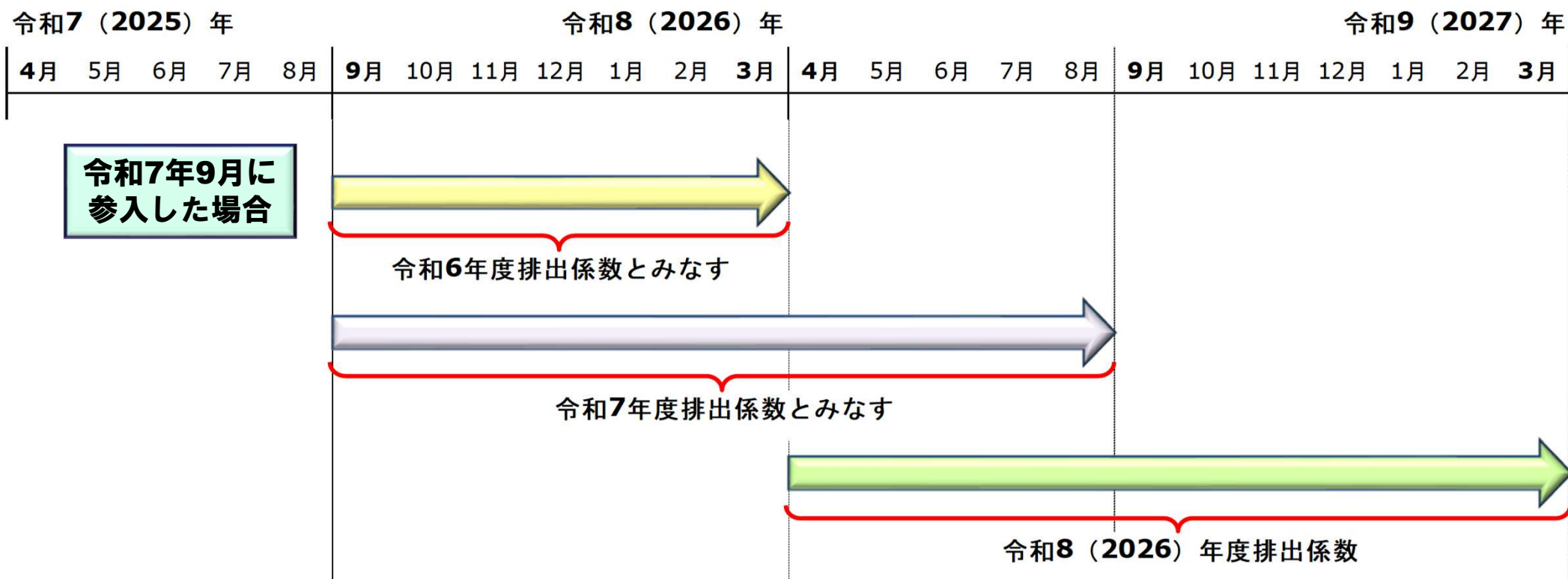
② 新規参入（又は参入予定）の小売電気事業者の評価及び参入の可否は、最終的に発注者の判断による。電力の販売実績がある場合は、販売した電力に係る排出係数等の評価項目の提出を求め評価

③ 他者から調達した（又は調達予定の）電気については、電源構成等に基づき算定した排出係数等の評価項目の提出を求め評価

④ 実績の算定が困難な場合は代替値（令和6年度実績代替値 0.416kg-CO<sub>2</sub>/kWh）の使用も検討

## 新規参入の電気事業者の排出係数の算出【令和7年9月参入例】

- 参入月（令和7年9月）から令和8年3月までの数値を令和6年度の排出係数とみなす。当該排出係数は令和8年7月頃公表
- 参入月から12か月間の数値を令和7年度の排出係数とみなす。当該排出係数は令和8年12月頃公表
- 令和8（2026）年度の排出係数は既参入者の算出方法と同様



# 供給区域別の参入情報等

# 【参考】再生可能エネルギー電力の調達①

(令和7年11月現在)

## 一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況【1/3】

小売電気事業者	再エネメニュー名	再エネメニュー掲載URL	一般送配電事業者供給区域											
			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄		
東京電力エナジーパートナー株式会社	アクアプレミアム	<a href="https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html">https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html</a>			○									
	サンライトプレミアム	<a href="https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html">https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html</a>			○									
	オフサイトコーポレートPPA	<a href="https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html">https://www.tepco.co.jp/ep/renewable_energy/after-fit_corp.html</a>			○									
関西電力株式会社	再エネECOプラン	<a href="https://sol.kepco.jp/ecoplan/">https://sol.kepco.jp/ecoplan/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	再エネECOプランプレミアム	<a href="https://sol.kepco.jp/ecoplan/">https://sol.kepco.jp/ecoplan/</a>						○						
東北電力株式会社	よりそう、再エネ電気	<a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/renewable-energy-plan/dbusiness/plan01.html">https://www.tohoku-epco.co.jp/renewable-energy-plan/dbusiness/plan01.html</a>		○										
中国電力株式会社	再エネ特約<プレミアム>	<a href="https://www.energia.co.jp/elec/b_menu/co2_free/index.html">https://www.energia.co.jp/elec/b_menu/co2_free/index.html</a>								○				
	オフサイト発電特約	<a href="https://biz.energia.co.jp/newenergy/">https://biz.energia.co.jp/newenergy/</a>								○				
北陸電力株式会社	アクアecoプラン	<a href="https://www.rikuden.co.jp/ryokinmenu/aquaecoplan.html">https://www.rikuden.co.jp/ryokinmenu/aquaecoplan.html</a>						○						
	かがやきGREENピュア	<a href="https://www.rikuden.co.jp/jyuka/saiene_denkiryokin.html">https://www.rikuden.co.jp/jyuka/saiene_denkiryokin.html</a>						○						
	とやま水の郷でんき	<a href="https://www.rikuden.co.jp/ryokinmenu/miraisouseidenki.html#mizunosato">https://www.rikuden.co.jp/ryokinmenu/miraisouseidenki.html#mizunosato</a>						○						
	かがやきGREEN RE100	<a href="https://www.rikuden.co.jp/jyuka/saiene_denkiryokin.html">https://www.rikuden.co.jp/jyuka/saiene_denkiryokin.html</a>						○						
四国電力株式会社	とくしま水力100%プラン	<a href="https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html">https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html</a>										○		
	高知家応援でんき「水力100%プラン」	<a href="https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html">https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html</a>										○		
	再エネPlus+RE100	<a href="https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html">https://www.yonden.co.jp/business/price/co2-free/index.html</a>			○				○	○	○			
北海道電力株式会社	カーボンFプラン	<a href="https://www.hepco.co.jp/business/price/carbon_f_plan/index.html">https://www.hepco.co.jp/business/price/carbon_f_plan/index.html</a>	○		○									
	カーボンFプランアドバンス	<a href="https://www.hepco.co.jp/business/price/carbon_f_plan/index.html">https://www.hepco.co.jp/business/price/carbon_f_plan/index.html</a>	○		○									
東京ガス株式会社	さすてな電気	<a href="https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/sustainable/index.html">https://home.tokyo-gas.co.jp/gas_power/plan/sustainable/index.html</a>			○									
	さすてな電気ビジネス	<a href="https://eee.tokyo-gas.co.jp/lp/electricity/sustainable_biz/index.html">https://eee.tokyo-gas.co.jp/lp/electricity/sustainable_biz/index.html</a>			○									
株式会社エネット	EnneGreen	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪ガス株式会社	スタイルプランE-ZERO	<a href="https://home.osakagas.co.jp/energy/electricity/price/plan_e/">https://home.osakagas.co.jp/energy/electricity/price/plan_e/</a>							○					
	D-Green スタンダード	<a href="https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html">https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D-Green RE100	<a href="https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html">https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D-Green Premium	<a href="https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html">https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	D-Green Premium EX	<a href="https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html">https://ene.osakagas.co.jp/product/dgreen/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸紅新電力株式会社	再エネ電力メニュー	<a href="https://denki.marubeni.co.jp/news/20210108_115/">https://denki.marubeni.co.jp/news/20210108_115/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄電力株式会社	うちな～CO2フリーメニュー	<a href="https://business.e-waja.okiden.co.jp/service/solution/co2">https://business.e-waja.okiden.co.jp/service/solution/co2</a>											○	
ENEOS Power株式会社	再エネ電力メニュー	<a href="https://www.eneos.co.jp/denki-business/renewable-energy/index.html">https://www.eneos.co.jp/denki-business/renewable-energy/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	CO2フリー電力メニュー	<a href="https://www.eneos.co.jp/denki-business/renewable-energy/index.html">https://www.eneos.co.jp/denki-business/renewable-energy/index.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カーボンフリー特約	<a href="https://www.eneos-power.co.jp/denki/benefit/carbonfree.html">https://www.eneos-power.co.jp/denki/benefit/carbonfree.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オフサイトPPA		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SBパワー株式会社	ソフトバンクでんき for Biz（低圧）環境オプション	<a href="https://www.softbank.jp/biz/services/others/energy/renewable-energy/">https://www.softbank.jp/biz/services/others/energy/renewable-energy/</a>	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
	自然でんき	<a href="https://www.softbank.jp/energy/special/shizen-denki/">https://www.softbank.jp/energy/special/shizen-denki/</a>	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	まるまる再エネ	<a href="https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/">https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	まるまる脱炭素	<a href="https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/">https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九電ネクスト株式会社	+eco	<a href="https://www.gnext.co.jp/renewables-plan/">https://www.gnext.co.jp/renewables-plan/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域において当該メニューを販売・供給していることを表す。

注2：供給区域等に「○」印がついていても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることを保証するものではない。

注3：上記小売電気事業者以外にも再エネ電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

# 【参考】再生可能エネルギー電力の調達②

(令和7年11月現在)

## 一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況【2/3】

小売電気事業者	再エネメニュー名	再エネメニュー掲載URL	一般送配電事業者供給区域										
			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	
株式会社U-POWER	プレミアムGREEN100		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	GREEN100		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	GREEN50		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	GREEN10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
サミットエナジー株式会社	ジオエネ電気レギュラー	<a href="https://www.summit-energy.co.jp/co2free/geoene_regular/">https://www.summit-energy.co.jp/co2free/geoene_regular/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	みどりの電気	<a href="https://www.summit-energy.co.jp/co2free/green_energy/">https://www.summit-energy.co.jp/co2free/green_energy/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社FPS	gREEnオプション	<a href="https://fps-inc.jp/service/electricity_retail/">https://fps-inc.jp/service/electricity_retail/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社Loop	eneco RE100%	<a href="https://loop-denki.com/home/menu/value/eneco/">https://loop-denki.com/home/menu/value/eneco/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	eneco RE50%	<a href="https://loop-denki.com/home/menu/value/eneco/">https://loop-denki.com/home/menu/value/eneco/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゼロワットパワー株式会社	メニューA	<a href="https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy">https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	メニューB	<a href="https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy">https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	メニューC	<a href="https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy">https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	メニューD	<a href="https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy">https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	メニューE	<a href="https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy">https://zerowattpower.co.jp/renewable_energy</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社新出光	RE100プラン	<a href="https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/">https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	再エネプラン	<a href="https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/">https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ノーカーボンプラン	<a href="https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/">https://idexdenki.idex.co.jp/kohatsu/co2-free/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社グローバルエンジニアリング	メニューA		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	残渣メニュー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エバーグリーン・リテイリング株式会社	全てのプラン	<a href="https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/">https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バンブーパワートレーディング合同会社	CO2 100%フリープラン	<a href="https://www.bpp-trading.com/retail.html">https://www.bpp-trading.com/retail.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	CO2 100%フリープラン	<a href="https://www.bpp-trading.com/retail.html">https://www.bpp-trading.com/retail.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	CO2 60%フリープラン	<a href="https://www.bpp-trading.com/retail.html">https://www.bpp-trading.com/retail.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	CO2 30%フリープラン	<a href="https://www.bpp-trading.com/retail.html">https://www.bpp-trading.com/retail.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社エナリス・パワー・マーケティング	電源連動型再エネメニュー	<a href="https://www.eneres.jp/service/re-menu/">https://www.eneres.jp/service/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	再エネ標準メニュー	<a href="https://www.eneres.jp/service/re-menu/">https://www.eneres.jp/service/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市場連動型メニュー（実質再エネ）	<a href="https://www.eneres.jp/service/re-menu/">https://www.eneres.jp/service/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社リミックスポイント	RE-MAXプラン	<a href="https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/">https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	RE-MAXプラン	<a href="https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/">https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	Styleプラスeco	<a href="https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/">https://denki.remixpoint.co.jp/re-menu/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アーバンエナジー株式会社	ゼロエミプラン	<a href="https://u-energy.jp/service/retail.html">https://u-energy.jp/service/retail.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
エフビットコミュニケーションズ株式会社	NFVプラン	<a href="https://www.fbit.co.jp/nfv/">https://www.fbit.co.jp/nfv/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	NFV RE100プラン	<a href="https://www.fbit.co.jp/nfv/">https://www.fbit.co.jp/nfv/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
オリックス株式会社	メニューD、メニューF、メニューG	<a href="https://biz.orix.co.jp/s27_energy.htm">https://biz.orix.co.jp/s27_energy.htm</a>		○	○	○	○	○	○		○		
エネサーブ株式会社	RE100メニュー	<a href="https://www.eneserve.co.jp/power-retailing.html">https://www.eneserve.co.jp/power-retailing.html</a>		○	○	○	○	○	○		○		

注1：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域において当該メニューを販売・供給していることを表す。

注2：供給区域等に「○」印があっても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることを保証するものではない。

注3：上記小売電気事業者以外にも再エネ電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

# 【参考】再生可能エネルギー電力の調達③

(令和7年11月現在)

## 一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況【3/3】

小売電気事業者	再エネメニュー名	再エネメニュー掲載URL	一般送配電事業者供給区域										
			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ	スマ電CO2ゼロ	<a href="https://smaden.com/">https://smaden.com/</a>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	循環型電力			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社UPDATER	RE100プラン ※法人向け	<a href="https://minden.co.jp/biz/">https://minden.co.jp/biz/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	プレミアム100プラン ※個人向け	<a href="https://minden.co.jp/personal/plan">https://minden.co.jp/personal/plan</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	エポスプラン ※個人向け	<a href="https://minden.co.jp/personal/plan">https://minden.co.jp/personal/plan</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
レジル株式会社	カーボンフリーメニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	再エネメニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	再エネRE100メニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中央電力エナジー株式会社	カーボンフリーメニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>		○	○	○	○	○	○	○		○	
	再エネメニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>		○	○	○	○	○	○	○		○	
	再エネRE100メニュー	<a href="https://rezil.co.jp/green-energy/">https://rezil.co.jp/green-energy/</a>		○	○	○	○	○	○	○		○	
株式会社沖縄ガスニューパワー	美ら島CO2ゼロプラン	<a href="https://www.ognp.co.jp/churashima/">https://www.ognp.co.jp/churashima/</a>											○
	CO2ゼロプラン	<a href="https://www.staging.egmkt.co.jp/consumer/ognp/special/campaign/01/">https://www.staging.egmkt.co.jp/consumer/ognp/special/campaign/01/</a>											
TERA Energy株式会社	再生可能エネルギー100%プラン	<a href="https://tera-energy.com/post/3627/">https://tera-energy.com/post/3627/</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社イーネットワークシステムズ	百森でんき		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新エネルギー開発株式会社	GreenEcoプラン	<a href="https://www.itamisangyo-newenergy.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/09/GreenEco2404.pdf">https://www.itamisangyo-newenergy.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/09/GreenEco2404.pdf</a>				○	○	○	○	○			
カナデビア株式会社	メニューB		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜電力株式会社	ぎふでんRE100									○			
東京エコサービス株式会社	実質再生可能エネルギー100%電気				○								
株式会社イーセル	イーセルグリーンプラン	<a href="https://www.e-sell.co.jp/com.html">https://www.e-sell.co.jp/com.html</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
UNIVERGY株式会社	再生可能エネルギー使用プラン	<a href="https://univergy.co.jp/renewable">https://univergy.co.jp/renewable</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社サニックス資源開発グループ	プラスゼロ	<a href="https://denki.sanix-pps.com/eco_option.php">https://denki.sanix-pps.com/eco_option.php</a>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域において当該メニューを販売・供給していることを表す。

注2：供給区域等に「○」印があっても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることを保証するものではない。

注3：上記小売電気事業者以外にも再エネ電力メニューは販売・供給されているため調達者において確認が必要。

# 【参考】供給区域別小売電気事業者参入状況①

(令和7年11月現在)

小売電気事業者	供給区域	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力
東京電力エナジーパートナー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関西電力株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東北電力株式会社		○	○	○							
北陸電力株式会社				○		○					
四国電力株式会社				○			○	○	○		
北海道電力株式会社		○		○							
東京ガス株式会社				○	○						
株式会社エネット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸紅新電力株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄電力株式会社											○
ENEOS Power株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
SBパワー株式会社		○	○	○	○		○	○	○	○	○
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日本テクノ株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社U-POWER		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東邦ガス株式会社					○						
サミットエナジー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
シン・エナジー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楽天モバイル株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社FPS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社Loop		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ゼロワットパワー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社新出光		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社グローバルエンジニアリング		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社東急パワーサプライ		○		○	○						
エバーグリーン・リテイリング株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バンパーパワートレーディング合同会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域において販売・供給していることを表す。

注2：供給区域等に「○」印がついていても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることとされること及び環境省配点例における裾切り基準を満たしていることを保証するものではない。

注3：上記小売電気事業者以外にも当該区域において電力は販売・供給されているため調達者において確認が必要。

# 【参考】供給区域別小売電気事業者参入状況②

(令和7年11月現在)

小売電気事業者	供給区域	北海道電力 NW	東北電力 NW	東京電力 PG	中部電力 PG	北陸電力 送配電	関西電力 送配電	中国電力 NW	四国電力 送配電	九州電力 送配電	沖縄電力
株式会社エナリス・パワー・マーケティング		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社オプテージ							○				
株式会社リミックスポイント		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アーバンエナジー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴与商事株式会社			○	○	○	○	○	○	○	○	
エフビットコミュニケーションズ株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
オリックス株式会社			○	○	○	○	○	○		○	
エネサーブ株式会社			○	○	○		○	○		○	
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ			○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社UPDATER		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
レジル株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中央電力エナジー株式会社			○	○	○	○	○	○		○	
サーラeエナジー株式会社				○	○						
鈴与電力株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社沖縄ガスニューパワー											○
TERA Energy株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
カナデビア株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜電力株式会社					○						
東京エコサービス株式会社				○							
株式会社イーセル		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
UNIVERGY株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ダイヤモンドパワー株式会社		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社サニックス資源開発グループ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福山未来エナジー株式会社								○			

注1：一般送配電事業者の供給区域の「○」印は当該区域において販売・供給していることを表す。

注2：供給区域等に「○」印がついていても、直ちに需要家からの供給の要請に応えることとされること及び環境省配点例における裾切り基準を満たしていることを保証するものではない。

注3：上記小売電気事業者以外にも当該区域において電力は販売・供給されているため調達者において確認が必要。